

第18回熊本県本人確認情報保護審議会 次第

日 時:令和元年(2019年)12月26日(木)

午前10時~正午

場 所:熊本県庁本館5階 審議会室

1 開 会

2 住民基本台帳ネットワークシステムの概要について

3 報告事項

(1) 本人確認情報保護対策について

- ① 県の本人確認情報保護の取組み
- ② 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援

(2) 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)について

(3) 報告事項に係る意見交換

4 議 題

本人確認情報を利用及び提供する事務の追加について(諮問事項)

5 その他

6 閉 会

熊本県本人確認情報保護審議会委員

任期: 令和元年12月12日から令和3年12月11日まで

(50音順 敬称略)

	氏名	現職等	備考
1	おしま しゅんすけ 小島 俊輔	熊本高等専門学校(八代キャンパス)教授	
2	たにくち みき 谷口 美樹	人権擁護委員 (熊本県人権擁護委員連合会)	
3	とくむら みか 徳村 美佳	消費者教育NPO法人 お金の学校くまもと代表	
4	なかじま なおき 中嶋 直木	熊本大学 熊本創生推進機構 准教授	
5	はらしま よしなり 原島 良成	熊本大学 熊本創生推進機構 准教授	
6	やまぐち るみ 山口 るみ	宇土市市民環境部市民保険課長	
7	わたなべ よしたか 渡辺 吉孝	熊本日日新聞社 論説委員長	

第18回熊本県本人確認情報保護審議会 資料

目次

- 資料1 住民基本台帳ネットワークシステムの概要
- 資料2 本人確認情報保護対策について
- 資料3 特定個人情報保護評価について
- 資料4 本人確認情報を利用及び提供する事務の追加について

- 別紙1 国の行政機関に対する本人確認情報の提供件数（全国分）
- 別紙2 熊本県における本人確認情報利用状況（事務別）

- 参考1 住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ指導助言要領
- 参考2 熊本県住民基本台帳ネットワークシステムのアクセスログの定期的検証実施要領
- 参考3 熊本県住民基本台帳ネットワークシステムの監査実施要領
- 参考4 住民基本台帳法
- 参考5 熊本県住民基本台帳法施行条例
- 参考6 熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則
- 参考7 熊本県本人確認情報保護審議会運営要領

住民基本台帳ネットワークシステムの概要

【住民基本台帳ネットワークシステムとは】

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」）は、住民の利便性向上と国及び地方公共団体の行政事務の効率化を図るため、市町村が整備している住民基本台帳（既存住基システム）を全国規模のネットワークで結び、本人確認情報（氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード、個人番号及びこれらの変更情報）を効率的に利用・提供するシステムである。

平成 11 年の住民基本台帳法の改正により、平成 14 年 8 月から稼働。

【目的及び効果】

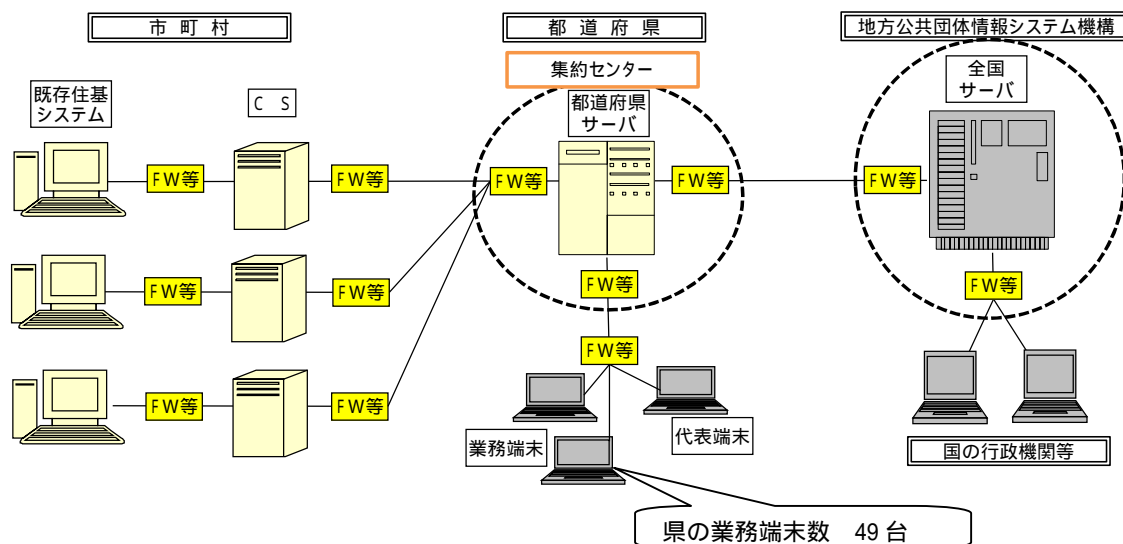
1 住民の利便性向上

各種手続の際、住民に求めていた住民票の添付を省略でき、住民が市役所等で住民票を取得する手間が省けるなど住民の負担軽減が図られる。

2 国及び地方公共団体の行政事務の効率化

住基ネットを通じた本人確認情報の確認が可能となり、公用の住民票請求や発行手続等が不要になるなど、請求元、請求先双方において経費節減及び行政事務の効率化が図られる。

【住民基本台帳ネットワークシステムの概要図】



既存住基システム ～ 住民基本台帳を電算化した既存のシステム

FW ～ 住基ネットへの外部からの不正侵入を防ぐシステム（ファイアウォール）

CS ～ 既存住基と住基ネットの橋渡しをするために設置するコンピュータ（コミュニケーションサーバ）

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）～

住民基本台帳法等（ ）に基づく事務その他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行うことを目的に地方公共団体が運営する組織設置された法人。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

住基ネットを活用した行政サービスの状況等について

1 本人確認情報の利用状況

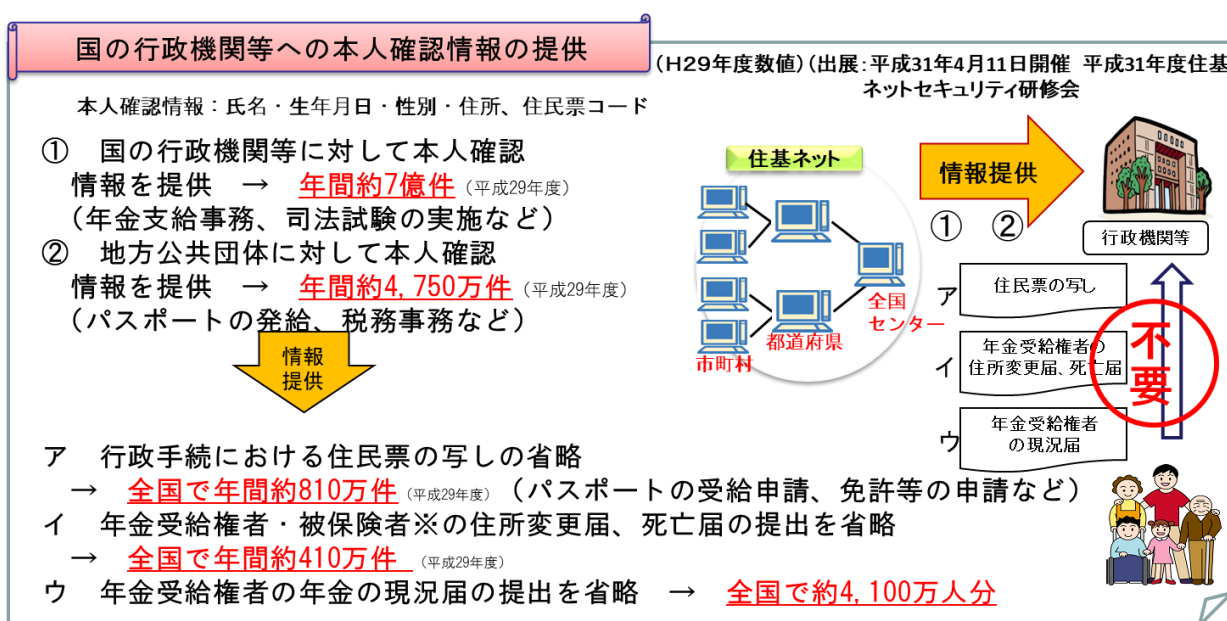
住基ネットを活用した本人確認情報の利用には、次の2通りある。

- ・住民基本台帳法等に定められた事務を行う行政機関が、本人確認情報の取得のため、住基ネットから提供を受け利用。
- ・個人番号法(※)に定められた個人番号利用事務を行う行政機関が、住民から提示された個人番号の真正性を確認するため、住基ネットから提供を受け利用。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

① 国の行政機関に対する本人確認情報の提供状況

本人確認情報の提供件数（全国利用分：別紙1）



年度	H14	H15	H16	H17
提供件数	6,299,443	28,460,206	29,553,382	29,977,191
年度	H18	H19	H20	H21
提供件数	71,471,426	99,120,885	110,490,870	115,054,122
年度	H22	H23 ※1	H24	H25
提供件数	117,400,285	427,192,229	533,900,028	559,597,468
年度	H26	H27	H28 ※2	H29
提供件数	575,703,685	586,293,868	701,374,229	701,594,850
年度	H30	累計		
提供件数	1,302,153,526	5,995,637,693		

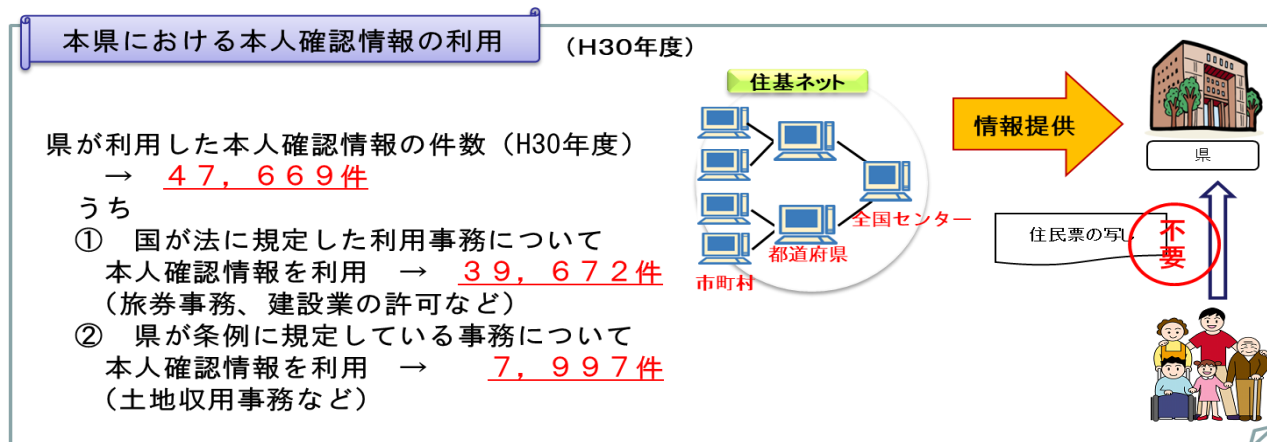
※1 平成23年度の提供件数の大幅な増加は、日本年金機構（旧社会保険庁）が行う国民年金法及び厚生年金保険法による届出等に関する事務に伴う利用が増加したことによるもの。

※2 平成28年度の増加は、利用事務の拡大と※1の国民年金法及び厚生年金保険法による届出等に関する事務の利用がさらに増加したものの。

※3 平成30年度の増加は、※1の国民年金法及び厚生年金保険法による届出等に関する事務の利用がさらに増加したものの。

② 本県における本人確認情報利用状況

②-1 本県における法定事務を含む本人確認情報利用件数 (本県利用分:別紙2)



年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
利用件数	347	26,805	39,141	35,983	38,015	35,673	34,680

年度	H21	H22	H23	H24※1	H25	H26	H27※2
利用件数	37,797	36,390	57,035	26,627	24,903	26,404	46,461

年度	H28	H29	H30	R1 (4月～10月分)	累計
利用件数	59,544	56,188	47,669	33,084	662,746

※1 平成24年度は、旅券事務が市町村へ権限移譲され、各地域振興局での旅券業務がなくなったため、平成23年度に比べ大幅に減少している。

※2 平成27年度は、県税業務における徴収等の業務のため検索件数が増加（納税通知書送付先の一斉調査を実施）。

②-2 本県における条例事務の本人確認情報の利用件数

年度	H26	H27※	H28	H29	H30	R1 (4月～10月分)	累計
利用件数	21,710	41,551	6,148	7,631	7,997	2,125	87,162

※ 平成27年度は、県税業務における徴収等の業務のため検索件数が増加。翌年以降は税務事務が法定事務化されたため検索件数大幅減少した。

③ 市町村における県条例事務の本人確認情報利用状況 本人確認情報の利用件数 (市町村利用分:資料4 P2)

年度	H26	H27	H28※	H29	H30	R1 (4月～10月分)	累計
利用件数	304	388	2	2	2	5	703

※ 平成28年度から市町村税の賦課徴収事務の利用が法定化されたため件数減。

2 住基ネットと個人番号制度との関係について

住基ネットは、個人番号（マイナンバー）制度を支えるシステムであり、同制度において、①個人番号の生成、②行政手続きにおける個人番号の真正性確認の2つの役割を担っている。

① 個人番号の生成

- ・ 個人番号は、住基ネットの内部管理番号である「住民票コード」を不可逆的に変換して得られる番号。
- ・ 出生等により住民票に記載された住民票コードは、住基ネットを通じ、市町村から地方公共団体情報システム機構に提供され、個人番号が作成される。
- ・ 生成された個人番号は、住基ネットを通じて市町村に提供され、個人番号カード等が作成される。

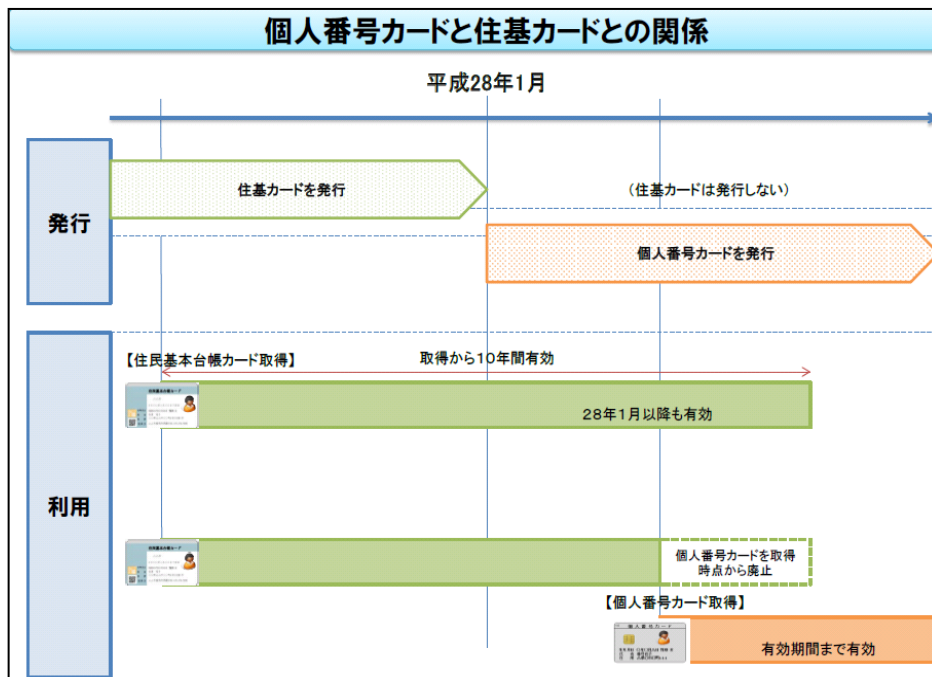
② 個人番号の真正性確認

- ・ 行政手続きにおいて住民から提供された個人番号について、行政機関は、住基ネットを通じて当該番号の真正性を確認することができる。

【参考】住基カードについて

住基ネットにおいて、以前利用されていた「住基カード」については、マイナンバー制度の導入に伴い、平成27年12月をもってその発行は停止された。

既に発行された住基カードは、平成28年1月以降も、発効日から10年間利用が可能であるが、個人番号カードを作成すると住基カードは利用できなくなる。

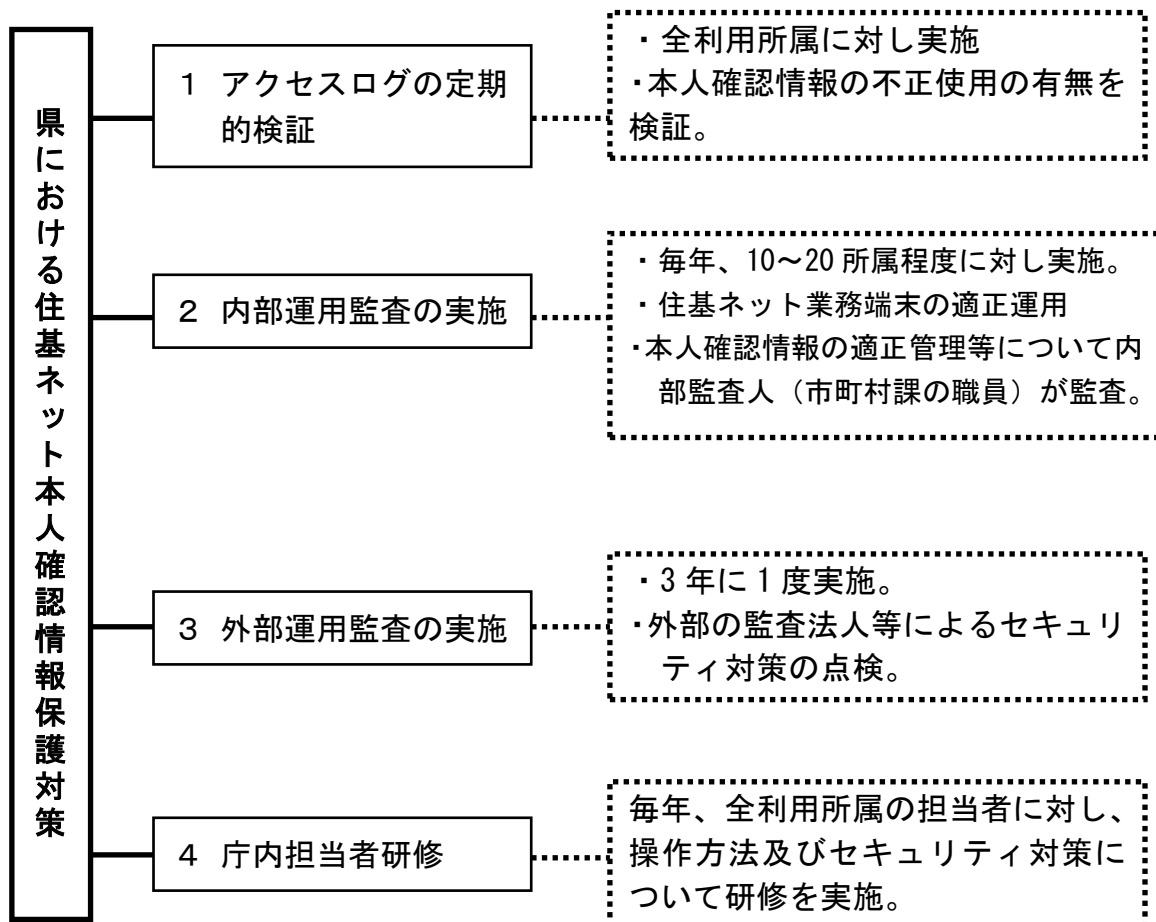


本人確認情報保護対策について

① 県の本人確認情報保護の取組み

本人確認情報保護の観点から、本県では本人確認情報を利用する県の各所属に対し、次の取組みを行っている。

(全体概要)



1 アクセスログの定期的検証

「熊本県住民基本台帳ネットワークシステムのアクセスログの定期的検証実施要領（参考 2）」に基づき、関係所属に対し3カ月に1度、1カ月分を任意に抽出し、関係所属の検索情報を記録したアクセスログ帳票と関係課で保管している検索履歴簿等を突合し、本人確認情報の不正使用の有無を検証している。

【実施結果】

平成30年度中の検証においては、不正使用の疑いがあるものは見受けられなかった。（検証結果件数3,751件）

＜用語解説＞

アクセスログとは、本人確認情報の提供又は利用に係る情報（履歴）をいい、本県の事務で利用した当該情報については、本県サーバに記録されている。

住基ネット業務端末を利用している関係所属における住基ネットの目的外利用の有無を定期的に検証し、住基ネットの適正な運用の向上を図ることを目的とする。

◆ 参考（アクセスログ検証項目）

本人確認情報の検索者（職員）に係る次の事項及び検索する際に入力した次の検索条件（本人確認情報に該当がなかった場合を含む。）

【検索者（職員）に係る事項】

- ・ 検索者の氏名
- ・ 操作者 I D

【検索条件】

- ・ 検索対象者の氏名
- ・ 検索対象者の生年月日
- ・ 検索日時

2 内部運用監査の実施

本県の住基ネットの運用面におけるセキュリティ対策の維持向上を図るため、「熊本県住民基本台帳ネットワークシステムの監査実施要領（参考3）」に基づき、住基ネット利用所属において適切に運用されているかを内部監査人（県市町村課職員）が監査するもので、毎年度実施している。

(1) 平成30年度

- ① 実施期間 平成31年3月
- ② 内部監査人 市町村課職員
- ③ 監査対象所属 住基ネット利用所属の一部
（全住基ネット利用所属50所属のうち、過去2年監査を受けていない所属（10所属）及び新規利用所属（2所属）の計12所属）
＜監査実施所属＞（下線は、新規利用所属）

①健康づくり推進課②認知症対策・地域ケア推進課③薬務衛生課④水俣病保健課⑤建築課⑥県央広域本部収税第二課⑦県央広域本部区画整理用地課⑧県北広域本部収税課⑨県北広域本部福祉課⑩県南広域本部福祉課⑪球磨地域振興局用地課⑫監査委員事務局

- ④ 監査事項
 - ・住基ネット業務端末の運用業務に関すること
 - ・本人確認情報の適正管理に関すること 等

⑤ 監査結果総括

9所属では適正に運用されていたが、3所属においては、要領・手順書等のドキュメントを施錠できない引き出し等に保管したり、照合IDの有効期間延長、無効化の申請がされていない等の改善すべき事項が見受けられたが、指導の結果、改善済。

(2) 令和元年度

- ① 実施期間 令和2年2月～3月（予定）
- ② 内部監査人 市町村課職員
- ③ 監査対象所属 住基ネット利用所属の一部（10～20所属程度）
- ④ 監査事項
 - ・住基ネット業務端末の運用業務に関すること
 - ・本人確認情報の適正管理に関すること 等
- ⑤ 新規利用所属に対し、重点的に監査を実施する。

3 外部運用監査の実施

第4回熊本県本人確認情報保護審議会（平成17年10月28日開催）において、概ね3年ごとの実施が決定され、これまで平成16年度、18年度、21年度、24年度、27年度に実施している。今年度、令和2年1月に実施予定。

<参考>

前回（平成27年度）外部監査の概要等

①外部監査人 西日本電信電話株式会社 熊本支店

②監査対象団体 6所属

（消防保安課、健康づくり推進課、水俣病保健課、県央収税二課、
県北収税課、県南収税課）

③監査日 平成28年3月14日、15日、17日

4 庁内担当者研修

県庁内における住基ネットの円滑な運用及びセキュリティの確保のため、庁内の担当者を対象に実施。

○平成31年度住民基本台帳ネットワークシステム庁内担当者研修

（日時）平成31年4月25日（木）10:00～12:00

（場所）県庁本館801会議室

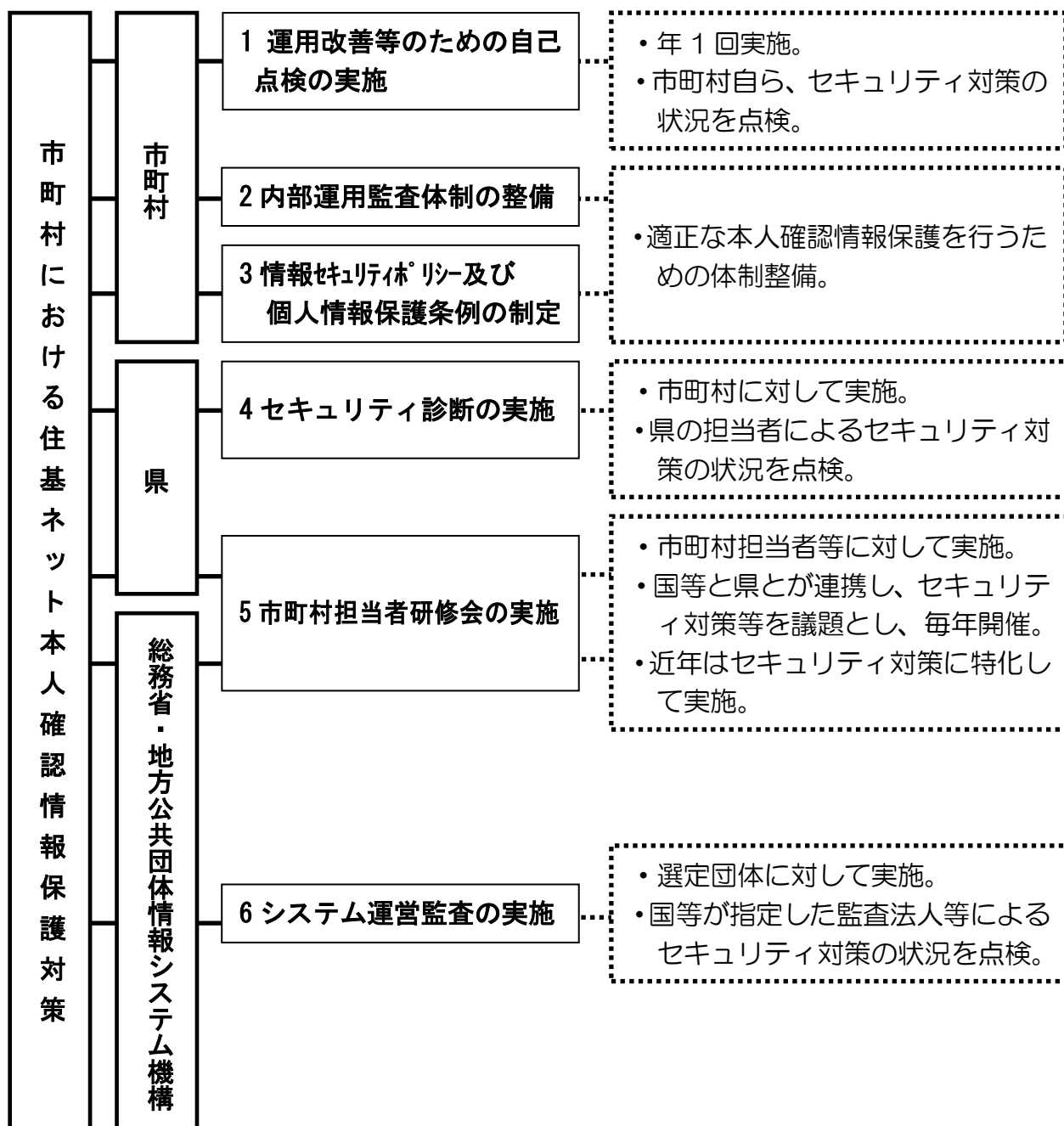
（対象）業務端末利用所属の担当職員 87人

（内容）業務端末操作に係る住基ネット業務端末の操作方法及びセキュリティに関する研修

② 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援

市町村における本人確認情報保護対策を支援するため、本県では市町村に対し次の取組みを行っている。

(全体概要)



1 運用改善のための自己点検の実施

(1) 実施方法

県内全市町村に対して、総務省が作成した「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークシステムに関する調査表」をもとに、セキュリティ対策の見直し及び自己点検の実施を要請。(令和元年5月29日～7月19日までの期間で実施)

(2) 自己点検項目

○全項目数：130項目

○点検内容

- ・体制・規程等の整備に関すること
- ・環境及び設備に関すること
- ・システムの管理に関すること
- ・既設ネットワークとの接続に関すること
- ・住基カード、通知カード及び個人番号カードの管理に関すること

(自己点検基準)

点数	規程等の有無及び運用状況
0	関係するシステムが存在しない等、質問項目に該当しない。
1	規程等を常備していない。質問項目について、規程等で定められていない。
2	質問項目を実現する手続きが、規程等で定められている。
3	定められた手続きが、関係する職員に周知され、かつ適切に運用されている。

(3) 自己点検結果

- ・満点(3点)の団体 33団体 ※昨年度 23団体
- ・満点以外の団体 12団体
- ・平均 2.98点

(4) 改善計画書の提出

自己点検の結果が満点(3点)に達しなかった団体に対して、改善計画書の提出を求め、9月上旬までに全団体提出済み。併せて、ヒアリングを通じて、引き続きセキュリティ対策の向上に努めるよう助言。

2 内部運用監査体制の整備

住基ネットのセキュリティ確保には、フォローアップ体制の構築が必要であり、県内全ての市町村において監査要領の策定が完了している。

監査要領に基づく定期的な点検評価により住基ネットのセキュリティ確保が図られている。

3 情報セキュリティポリシー及び個人情報保護条例の制定

個人情報保護条例、情報セキュリティポリシーともに県内全ての市町村が策定し、セキュリティ対策、個人情報保護対策が図られている。

県内市町村の状況

① 情報セキュリティポリシーの策定状況

45団体／45団体（100%。平成21年4月1日以降）

《参考》全国の状況 100%（H28.3.18現在）

② 個人情報保護条例の制定状況

45団体／45団体（100%。平成18年4月1日以降）

《参考》全国の状況 100%（H18.4.1以降）

《用語解説》

情報セキュリティポリシーとは、各地方公共団体が保有する情報資産を不正アクセス、コンピュータウイルス、災害等の脅威からどのようにして守るかについての基本的な考え方や、情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用等を規定するもので、各地方公共団体の情報セキュリティ対策の基本となるもの

熊本県においては、情報セキュリティポリシーとして熊本県電子情報保全対策大綱（熊本県電子情報保全対策基本方針及び同要項）を策定しており、各市町村においてもそれぞれに情報セキュリティポリシーを策定済である。

4 セキュリティ診断

県は、市町村が実施する「住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークシステムに関する調査表」による自己点検結果の客観的評価を実施。

更なるセキュリティレベルの維持向上を目的として、県職員が市町村に出向いて、市町村における住基ネットの運用等についてセキュリティ診断を実施している。

（1）これまでの実施状況

（選定基準）

平成24年度までに県下全31町村が2回のセキュリティ診断を受診済みであり、一定のセキュリティレベルが維持されている。

平成24年度からは、町村だけでなく市もセキュリティ診断の対象に加えている。

今後も、3～5年をサイクルとして全市町村が受診するよう、適宜必要と判断される団体を選定して実施予定。

年度別	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
実施 団体数	6	8	9	6	10	10	11
H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
13	13	13	11	9	14	9	10

合計延べ回数 152回

(2) 平成30年度実施結果（9団体実施）

9団体全てにおいて、不備事項が確認され、各種管理簿が整備されていないことや、点検簿への記録漏れといった不備が多く見受けられた。セキュリティ維持のため、改善に向け継続したフォローアップを行った。

(3) 令和元年度の実施について

令和2年1～2月に10団体を対象に実施予定。

5 市町村担当者研修会の実施

情報セキュリティ対策に係る意識及び技術力向上等を図るため、住基ネット運用に携わる市町村職員を対象に、毎年実施しているもの。

本年度も、例年の情報セキュリティ対策に加え、マイナンバー制度への対応についての説明会も併せて、総務省等から講師を招いて実施した。

○「住民基本台帳制度関係事務担当者説明会」及び「社会保障・税番号制度担当者説明会」

(日時) 令和元年5月28日(火) 午前10時～午後4時55分

(場所) 熊本テルサ1階「テルサホール」

(対象) 住基ネット担当課職員(90名)

社会保障・税番号制度担当課職員(150名)

(内容) 住基ネットにおけるセキュリティ対策等及び社会保障・税番号制度について説明。

- ・住基ネットをめぐる最近の状況について (総務省)

- ・チェックリストによる自己点検

- ・住基ネットシステムの改修に係る変更点等について

- ・カード管理システムの機器更改等

(地方公共団体情報システム機構)

- ・社会保障・税番号制度担当者説明会

(内閣官房・総務省・厚生労働省・個人情報保護委員会・地方公共団体情報システム機構)

6 システム運営監査の実施

市町村の作成したチェックリストの回答が、セキュリティ基準・指針への準拠の程度を適切に表示したものであるかについて調査手続きを行い、対策が不十分なものについては助言を行う、情報セキュリティ対策支援事業。

地方公共団体情報システム機構が契約を締結した事業者（監査法人）が監査を実施する。

(1) これまでの実施状況

本年度で県内全ての市町村がシステム運営監査を受診済みとなり、一定のセキュリティレベルが維持されている。

年度別	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
実施団体数	2	2	2	3	3	2	2

H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	令和元年度	合計 延べ回数
2	2	3	1	3	2	10	9	48

(2) 平成30年度実施結果（10団体実施）

規程・点検簿の整備等の不備が指摘された。改善計画書及び改善実施書類の提出を求め、全ての項目の改善まで継続したフォローアップを行った。

(3) 令和元年度の実施について（9団体実施）

令和元年8月26日～10月9日の間、南小国町、小国町、産山村、五木村、苓北町、湯前町、玉東町、西原村、嘉島町に対し実施。

監査法人の調査結果に基づき、規程・点検簿の整備等の不備が指摘されたため、改善計画書及び改善実施書類の提出を求め、全ての項目の改善まで継続したフォローアップを行っていく。

1. 特定個人情報保護評価とは

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイル（ ）の適正な取扱いを確保することにより、特定個人情報の漏えい等の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを理念とし、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民及び住民の信頼の確保を目的とする。

特定個人情報の漏えい等のリスクを分析し、そのリスクに対する措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するもの。

番号法第27条第1項の規定に基づく特定個人情報保護評価指針により、様式に沿って作成した評価書をパブリックコメント等住民の意見を求めたうえで、個人情報保護審議会が点検するという方法により実施し、リスク対策を十分に行っていることを公表する。

() 特定個人情報ファイルとは、4情報、住民票コード、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース

評価実施機関は、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するとされている。直近の公表日は、平成27年6月であるため、5年を経過する前に再実施を行うもの。

2. 根拠規定

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下「番号法」という。）（抄）

（特定個人情報保護評価）

第二十七条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の特定個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3. 評価の対象事務

特定個人情報ファイルを取扱う事務

法令上の事務ごと、番号法別表第一に掲げる事務ごとに実施

4. 住民基本台帳ネットワークシステムの特定個人情報保護評価の概要

（1）住基ネットが評価の対象となる理由

番号法の制定に合わせて住基法の改正も行われ、住民票の記載事項に個人番号が加わったため。住民票の記載事項のうち、特定個人情報ファイル（氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、住民票コード）については、市町村から都道府県、都道府県から機構へ、住基ネットを通じて通知することとされており、県では、個人番号をその内容に含む当該ファイルを都道府県サーバにおいて保有することとなるため、評価が必要となる。

(2) 評価の実施手続き

しきい値判断(取扱うファイルの対象人数が何人になるか)を行い、評価の種類が決まる。対象人数が30万人以上の場合、手続きが一番大変な基礎項目評価と全項目評価を実施する必要がある。住基ネットについては、対象人数が全ての熊本県民約180万人となるため、その対象となる。

(3) 事務フロー

【基礎項目評価・全項目評価】特定個人情報保護ファイルの基本的事項を記載した基礎項目評価書の作成及び特定個人情報ファイルの概要、リスク対策等を記載した全項目評価書の作成
対象人数、取扱者数、過去1年以内の情報漏えい等の重大事故等を記載、ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供及び移転、リスク対策等を記載



【パブリックコメントの実施】住民等の意見を広く求め、必要な見直しを行う。



【第三者点検】熊本県個人情報保護審議会において、第三者点検を実施。評価の適合性・妥当性を審査。



【委員会提出・公表】特定個人情報保護評価委員会(内閣府外局の第三者機関)に提出し、公表

(4) 全項目評価書の内容

基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の詳細な内容、当該事務において使用するシステムの機能、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署等について記載。

特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルの種類、対象となる本人の数・範囲、記録される項目その他特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記載。

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて詳細に分析し、このようなリスクを軽減するための措置について記載。

その他のリスク対策

自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策について記載。

開示請求、問合せ先

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載。

評価実施手続

住民等からの意見の聴取及び第三者点検の方法等について記載。

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本県は、住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)に係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・住基ネットにおいて、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報(以下「本人確認情報」という。)として保有する。本人確認情報は、4情報(「氏名、住所、生年月日、性別」をいう。以下同じ。)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定される。
・住基ネットは、専用回線を使用し、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。また、内部による不正利用の防止のため、操作者及びアクセス権限を限定し、生体認証による操作者認証、アクセス権限の適切な管理等の対策を講じている。
・都道府県サーバは、全都道府県分を1カ所(都道府県サーバ集約センター)に集約し、その運用・監視を機構に委託している。

評価実施機関名

熊本県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

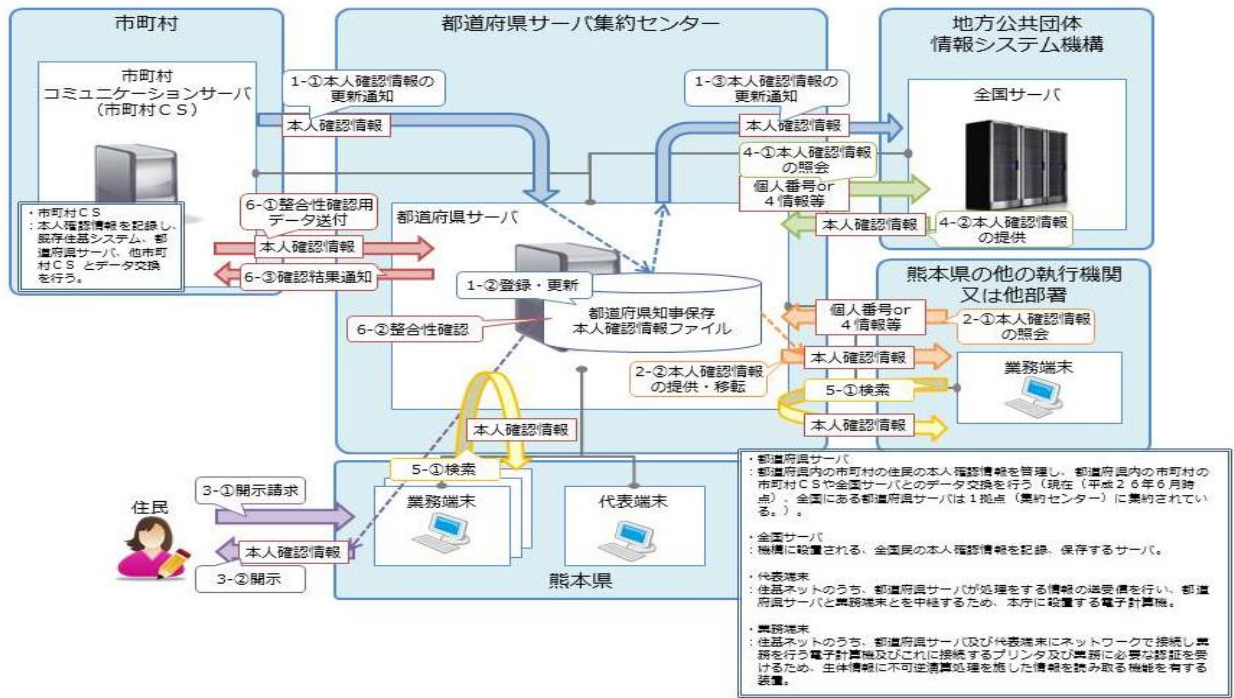
I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供に関する事務
②事務の内容 ※	<p>熊本県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に熊本県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <p>①本人確認情報の更新に関する事務 ②熊本県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転に関する事務 ③本人確認情報の開示に関する事務 ④機構への情報照会に係る事務 ⑤本人確認情報検索に関する事務 ⑥本人確認情報整合に関する事務</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」(以下「本人確認情報ファイル」という。)は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ部分について記載する。
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 :本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 熊本県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 :熊本県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示 :住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会 :全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索 :都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 :本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>熊本県では、本人確認情報ファイルを下記に記載の通りの必要性から取り扱う。</p> <p>・本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住基ネットを用いて市町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務(住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村から本人確認情報の更新情報の通知を受けて本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。 ③熊本県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④住民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。</p>
②実現が期待されるメリット	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	熊本県総務部市町村・税務局市町村課
②所属長の役職名	市町村課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①. 市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-②. 都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③. 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 熊本県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

- 2-①. 熊本県の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-②. 熊本県知事において、提示されたキーワードを元に本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。

※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。

※熊本県の他の執行機関又は他部署に対し、住基ネットシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合（一括提供の方式(注1)）には、熊本県の他の執行機関又は他部署において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末を操作し、媒体連携(注2)により行う。

(注1) 熊本県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報（検索条件のリスト）を元に都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

(注2) 媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

- 3-①. 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける（※特定個人情報を含まない）。
- 3-②. 開示請求者（住民）に対し、本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-①. 機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②. 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索に関する事務

- 5-①. 4情報の組合せを検索キーに、本人確認情報ファイルを検索する。

6. 本人確認情報整合

- 6-①. 市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②. 都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。
- 6-③. 都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	熊本県の住民(熊本県内のいずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本人確認情報ファイルにおいて熊本県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ・住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年8月17日
⑥事務担当部署	熊本県総務部市町村・税務局市町村課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (市町村CSを通じて入手する。)								
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更または新規作成が発生した都度入手する。								
④入手に係る妥当性	住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、市町村がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住基ネット等で管理する必要があるため、市町村から熊本県へ、熊本県から機構へと通知がなされることとされているため。								
⑤本人への明示	熊本県知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。								
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本人確認情報ファイルにおいて熊本県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。								
	変更の妥当性	—							
⑦使用の主体	使用部署 ※	熊本県総務部市町村・税務局市町村課行政班							
	使用者数	[10人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。(都道府県サーバ→全国サーバ) ・熊本県の他の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(熊本県の他の執行機関又は他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する。(都道府県サーバ→熊本県の他の執行機関又は他部署) ・住民からの開示請求に基づき(住民→熊本県窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する。(都道府県サーバ→帳票出力→住民) ・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。 								
	情報の突合 ※	本人確認情報の正確性を担保するため以下の突合を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・熊本県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。 ・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 ・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。 							
	情報の統計分析 ※	住基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。							
⑨使用開始日	平成27年8月17日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] ＜選択肢＞ (2) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	
①委託内容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化したことに伴い、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。 委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
	その妥当性	本人確認情報ファイルが保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係らない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	・県のホームページで公表している。 ・熊本県情報公開条例に基づく開示請求	
⑥委託先名	地方公共団体情報システム機構(機構)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の承諾を求める旨、再委託を行う理由、受託業者が再委託を行う場合の当該再委託の相手方の名称及び所在地、再委託をする業務の内容、再委託の期間を申請書に記載させ、書面により承諾している。
	⑨再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。
委託事項2	住民基本台帳ネットワークシステム関連機器保守及び運用支援業務	
①委託内容	熊本県が設置する住基ネット関連機器(ファイアウォール・代表端末等)についての保守及び通信ログの解析等の運用支援業務を委託する。 なお、委託する業務は、直接本人確認情報に係らない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体] ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
	その妥当性	住基ネットの運用を安全かつ適切に実施するため、熊本県が設置する住基ネット関連機器(ファイアウォール・代表端末等)の保守及び通信ログの解析等の運用支援業務を委託する。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係らない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。
③委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満	

		5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (保守及び運用支援上必要がある場合は、職員立会いのもと、代表端末及び業務端末により確認)
⑤委託先名の確認方法		・県のホームページで公表している。 ・熊本県情報公開条例に基づく開示請求
⑥委託先名		日本電気株式会社 熊本支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の承諾を求める旨、再委託を行う理由、受託業者が再委託を行う場合の当該再委託の相手方の名称及び所在地、再委託をする業務の内容、再委託の期間を申請書に記載させ、書面により承諾している。
	⑨再委託事項	熊本県が設置する住基ネット関連機器(ファイアウォール・代表端末等)の保守及び通信ログの解析等の運用支援業務。 なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係らない事務を対象としているため、再委託先においても、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (3) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	熊本県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	市町村長からの通知に基づいて本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。
提供先2	熊本県の他の執行機関(教育委員会など)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)
②提供先における用途	住基法別表第六に掲げる、熊本県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	熊本県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。
提供先3	住民基本台帳法上の住民
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ
	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線

⑥提供方法	[] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	住民からの開示請求があった都度。	
移転先1	熊本県の他部署(税務課など)	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)	
②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。	
③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」に同じ	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [○] フラッシュメモリ [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	熊本県の他部署から検索要求があった都度。	
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・熊本県においては、端末及び記録媒体を施錠管理された部屋に保管する。	
②保管期間	期間	[20年以上]
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
③消去方法	本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

1. 住民票コード
2. 漢字氏名
3. 外字数(氏名)
4. ふりがな氏名
5. 生年月日
6. 性別
7. 住所
8. 外字数(住所)
9. 個人番号
10. 異動事由
11. 異動年月日
12. 保存期間フラグ
13. 清音化かな氏名
14. 市町村コード
15. 大字・字コード
16. 操作者ID
17. 操作端末ID
18. タイムスタンプ
19. 通知を受けた年月日
20. 外字フラグ
21. 削除フラグ
22. 更新順番号
23. 氏名外字変更連番
24. 住所外字変更連番
25. 旧氏 漢字
26. 旧氏 外字数
27. 旧氏 ふりがな
28. 旧氏 外字変更連番

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
都道府県知事保存本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手するため、市町村担当職員を対象に適切な運用がなされるよう説明会、研修会等を実施している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・機構が作成・配布する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 <p>※都道府県サーバのサーバ上で稼働するアプリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びびなりすまし等を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> システム管理者は、セキュリティ責任者からの協議を受け、アクセス権限の発行については、照合ID付与申請書に基づき、照合IDの付与及び照合情報の登録を行い、アクセス権限の失効については、職員の退職や異動がある度、照合ID無効化依頼書に基づき、失効処理を行う。 怪我などで照合情報認証に適さない身体状況などシステム管理者がやむを得ない事情があると判断した場合は、照合情報の代わりにシステム管理者が発行する操作者照合暗証番号を用いる。 操作者名簿にて、アクセス権限の発行及び失効の管理を行っている。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 操作者に付与する権限は、業務上必要な範囲に限る。 不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 操作履歴(アクセスログ・操作ログ)は、操作者を個人まで記録し、現行システムが稼働している間は、削除せず保管する。 不正な操作が無いことについて、操作履歴と各所属で記録している使用簿等を突合させることにより適時確認する。 定期的に監査を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 定期的に監査を行い、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 毎年、操作者研修において事務外利用等の禁止について、指導している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> スクリーンセーバを利用し、長時間にわたり、本人確認情報を表示させないようする。 都道府県サーバの代表端末及び業務端末のディスプレイを来庁者等から見えない位置及び方向に適切に設置する。 操作者は、業務上必要のない検索、抽出、表示、及び帳票の出力を行わない。 操作者は、離席の際には、業務アプリケーションを終了させ、電源の切断等を行い、本人確認情報を画面に表示したままの状態としない。 業務上必要な帳票の出力を行った場合は、専用保管庫に施錠する等適切に管理する。なお、廃棄する場合は、焼却、溶解、及び裁断等により廃棄する。 本人確認情報が表示された画面のハードコピーを必要以上に取らない。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 委託先は、これまで住基ネット全体のセキュリティ確保の責任を負う立場であるとともに、過去10年以上にわたり住基ネットを安定的に運営してきた実績を有する。 契約書において、個人情報の保護に関する条項を設け、個人情報の適正な取り扱いについて定めており、必要に応じて、その取扱い状況について調査する。 委託業務の従事者について、年1回以上セキュリティ教育を実施することを、契約により義務付けている。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先に本人確認情報を提供する場合、システムで暗号化した上で提供し、委託先がファイル内の特定個人情報にアクセスしないシステムの設計とし、閲覧/更新をさせないよう制限する。 委託先が本人確認情報ファイルをバックアップ等の媒体に格納する際には、システムで自動的に暗号化を行うことで媒体の取得者が特定個人情報にアクセスできないシステム設計とし、閲覧/更新をさせないよう制限する。 委託業務に従事する者の氏名等を記載した名簿、体制図を提出させ、また、本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限を付与しない。 必要に応じて、操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 契約書等に基づき、受託者が実施した業務について報告書により、適時確認するとともに熊本県行政文書等の管理に関する条例等に基づき定められた期間記録を保存する。 必要に応じて、操作履歴を確認し、不正な使用がないことを確認する。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先に対し、特定個人情報の目的外利用及び提供は認めないことを契約書上明記する。 契約書上、必要に応じて、特定個人情報の取扱いについて調査することができる。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 集約センターには、本人確認情報を専用回線を通して提供する。 住基ネット関連機器保守及び運用支援業務に関する委託については、受託者に特定個人情報を提供せず、委託業務上本人確認情報を確認する必要がある場合、職員立会いのもと端末を操作し確認させる。 契約書上、必要に応じて、特定個人情報の取扱いについて調査することができる。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムにて自動判別し、消去。 熊本県から引き渡され、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務の完了後直ちに熊本県に返還、又は引き渡すものとする。 契約書上、必要に応じて、特定個人情報の取扱いについて調査することができる。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書において以下の項目について規定 <ul style="list-style-type: none"> 秘密の保持 収集の制限 個人情報の保護 再委託の禁止 目的外利用及び提供の制限 複写、提供、複製の禁止 資料等の返還、廃棄等 従事者への周知 適正管理 実地調査 事故発生時における報告 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 守秘義務を課す。 受託者は、再委託先に対して、セキュリティ教育を実施する。 特定個人情報ファイルの取扱いについて、必要に応じて、実地調査を行う。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、現行システムが稼働している間は、削除せず保管する。 なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・住基法、番号法、及び熊本県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報の管理に関する要項等の関係規程に基づき行う。 ・住基ネット利用課に対して内部運用監査を行い、本人確認情報の利用・管理状況等を確認する。 ・システムの操作履歴を採取・保管し、不正な操作がないことを確認する。	
その他の措置の内容	「端末が置かれている執務室の施錠管理」、「操作者へのアクセス権限の限定」を行い、情報の持ち出しを制限する。媒体を用いて情報を連携する場合には、必要に応じて職員が立会う。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	全国サーバと都道府県サーバ間の通信では、相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、熊本県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 :全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県サーバ集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。 ・都道府県サーバ集約センターにおいて、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。 ・熊本県においては、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムへのコンピュータウイルス等の不正プログラムの混入を監視、駆除するための措置を講じ、ウイルス対策ソフトの定期的パターンファイルの更新を行う。 ・端末はインターネットに接続できないようにする。 ・集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。
	その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	市町村の住民基本台帳で本人確認情報の変更があった場合には住基ネットを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。また、市町村CSとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は法令(住基法施行令第30条の6)に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。 ・帳票は、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、裁断、溶解等により処理を行う。
	その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法		<ul style="list-style-type: none"> ・年に1回、住基ネット端末設置課に対し、セキュリティ対策に係るチェックリスト(端末に係る部分)を配布し、自己点検を実施する。 ・住基ネット利用課において、自己点検簿をつけている。
②監査	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容		<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査 年に1回、住基ネット利用課に対して内部運用監査を実施する。セキュリティ統括責任者を監査責任者とし、監査は行政班職員2名1組で実施し、3年で全ての所属の監査を行う。また、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。 ①業務端末の運用状況 ②アクセス管理状況 ③帳票等の情報資産の管理状況 ④目的外利用していないか等の状況 等を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 民間の外部監査事業者による監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規程を改善する。なお、外部監査については、3年に1度、5～10所属程度に対して実施する。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> ・年に1回各所属の住基ネット担当者を対象に、住基ネットの概要、操作方法、セキュリティ対策、緊急時の対応等を内容とする操作者研修を実施する。なお、同所属内での別の操作者に対しては、研修に参加した者が、後日所属内で研修を行う。 ・違反行為を行った者については、照合IDを無効化する等の措置を講じる。
3. その他のリスク対策		
—		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁本館3階 熊本県総務部市町村・税務局市町村課行政班 096-333-2105
②請求方法	来庁、郵送による本人確認情報開示請求書及び本人確認情報訂正(追加・削除)申出書の提出
特記事項	—
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 1件10円で、熊本県収入証紙を請求書に貼付することによる納付)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民基本台帳ネットワークシステム事務
公表場所	〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁本館1階 情報プラザ
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 熊本県庁本館3階 熊本県総務部市町村・税務局市町村課行政班 096-333-2105
②対応方法	問合せの際に、対応について記録を残し、関係法令等に照らし、適切に回答する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年6月24日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	熊本県 県政に係る意見提出手続(県政パブリック・コメント手続)実施要項に基づき実施
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	熊本県個人情報保護制度審議会において第三者点検を実施
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	課長 竹内 信義	市町村課長	事後	様式の改正に伴う形式的なため、重要な変更にあたらぬ。
令和1年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	内容:メールマガジン発行に伴うメール送信時の操作誤りによるメールアドレスの漏洩。 原因:BCC(ブラインド・カーボン・コピー)で送付すべきところをTOで送信。 影響:2626人分 発生時の対応:送信者全員に対し、お詫び及びメールの削除依頼を行うとともに、二次被害防止等のため、記者発表を行った。	—	事後	発生から3年が経過したため記載を削除するものであり、重要な変更にあたらぬ。
令和1年6月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	①各実施機関に対し、文書通知により注意喚起を行った。 ②メールシステムにおいて、庁外へのメール送信時、注意喚起の表示を行うこととした。 ③配信時に2名以上の職員が確認することを徹底することとした。	—	事後	発生から3年が経過したため記載を削除するものであり、重要な変更にあたらぬ。
	I 基本情報-5個人番号の利用-法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	事前	重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1)事務の内容(備考)	3. 本人確認情報の開示に関する事務 3-①. 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	3. 本人確認情報の開示に関する事務 4-①. 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。	事前	重要な変更にあたる。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-5特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先2-③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条及び第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	重要な変更にあたる。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-5特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先1-③移転する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第20条第9条及び第22条第7項に基づく経過措置である。	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	重要な変更にあたる。
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 住所、8. 外字数(住所)、9. 個人番号、10. 異動事由、11. 異動年月日、12. 保存期間フラグ、13. 清音化かな氏名、14. 市町村コード、15. 大字・字コード、16. 操作者ID、17. 操作端末ID、18. タイムスタンプ、19. 通知を受けた年月日、20. 外字フラグ、21. 削除フラグ、22. 更新順番号、23. 氏名外字変更連番、24. 住所外字変更連番、25. 旧氏 漢字、26. 旧氏 外字数、27. 旧氏 ふりがな、28. 旧氏 外字変更連番	事前	重要な変更にあたる。
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-3特定個人情報の使用-リスク2-ユーザー認証の管理-具体的な管理方法	生体認証(操作者識別カードにより認証を行っている場合はその旨を記載)による操作者認証を行う。	生体認証による操作者認証を行う。	事前	重要な変更にあたらぬ。

本人確認情報を利用及び提供する事務の追加について

I 本県における本人確認情報の利用事務の状況

本県では平成 14 年 8 月の住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）稼働以降、住民基本台帳法（以下「法」という。）別表第 5 に規定された事務に加え、法第 30 条の 13 及び法第 30 条の 15 の規定に基づき、熊本県住民基本台帳法施行条例（以下「条例」という。）に規定した事務について、住基ネットを利用している。

1 県が条例に規定した利用事務

（1）知事が本人確認情報を利用する事務【22 事務】

- ① 児童福祉法による児童保護費の徴収に関する事務（H26～）
- ② 採石法に基づく採石業者の登録等に関する事務（H22～）
- ③ 児童扶養手当法による児童扶養手当の回収に関する事務（H26～）
- ④ 母子及び寡婦福祉法による資金貸付金の回収に関する事務（H26～）
- ⑤ 砂利採取法に基づく砂利採取業者の登録等に関する事務（H22～）
- ⑥ 介護保険法による介護支援専門員の登録等に関する事務（H24～）
- ⑦ 熊本県職員等恩給条例による恩給の支給に関する事務（H21～）
- ⑧ 熊本県看護師等修学資金貸付条例による修学資金の債権回収に関する事務（H23～）
- ⑨ 熊本県屋外広告条例による屋外広告業の登録等に関する事務（H25～）
- ⑩ 熊本県港湾管理条例による港湾施設の使用料等の徴収に関する事務（H25～）
- ⑪ 非常勤職員公務災害補償等に関する条例の補償に関する事務（H26～）
- ⑫ 熊本県心身障害者扶養共済制度条例による年金の支給に関する事務（H21～※H30～事務追加）
- ⑬ 熊本県流水占用料等徴収条例による流水占用料等の徴収に関する事務（H25～）
- ⑭ 熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例による占用料等の徴収に関する事務（H25～）
- ⑮ 土地収用法による事業の用に供する土地の取得に関する事務（H23～）
- ⑯ 水俣病総合対策医療事業による被害者手帳又は医療手帳に関する事務（H26～）
- ⑰ 外国人の生活保護に関する事務（H27～）
- ⑱ 療育手帳の交付に関する事務（H27～）
- ⑲ 不当景品類及び不当表示防止法による資料の提出要求等に関する事務（H28～）
- ⑳ 特定商取引に関する法律による資料の提出要求等に関する事務（H28～）
- ㉑ 土地改良法による土地改良区役員等の就任等の届出に関する事務（H30～）
- ㉒ 病院事業設置に関する条例による使用料徴収に関する事務（H31～）

（2）知事以外の執行機関（※）が本人確認情報を利用する事務【5 事務】

- ㉓ 熊本県育英資金貸与基金条例による育英資金の債権回収に関する事務（H21～）
- ㉔ 地方自治法に基づく住民監査請求に関する事務（H22～）
- ㉕ 土地収用法による収用若しくは使用の裁決又は協議の確認に関する事務（H23～）
- ㉖ 公職選挙法による届出に関する事務（H28～）
- ㉗ 公職選挙法施行令による告示に関する事務（H28～）

（※）教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、収用委員会

【参考】熊本県における本人確認情報利用状況(事務別)

種別	事務の名称	H27	H28	H29	H30	R1 (4月~10月)	合計	
条例事務	②採石法による登録又は届出に関する事務	9	36	6	15	4	70	
	③児童扶養手当法による児童扶養手当の回収に関する事務	16	1	8	2	14	41	
	④母子及び父子並びに寡婦福祉法による債権回収に関する事務	26	24	2	9	4	65	
	⑤砂利採取法に基づく砂利採取業者の登録等に関する事務	0	1	3	1	0	5	
	⑥介護保険法による介護支援専門員の登録等に関する事務	211	160	217	174	70	832	
	⑦熊本県職員等恩給条例による年金の支給に関する事務	17	17	15	98	9	156	
	⑫心身障害者扶養共済制度条例による年金の支給に関する事務	610	29	462	959	477	2,537	
	⑮土地収用法に掲げる事業のための土地の取得に関する事務	937	3,223	792	844	348	6,144	
	⑯水俣病総合対策医療事業における被害者手帳等に関する事務	486	536	4,309	4,280	252	9,863	
	⑰外国人の生活保護に関する事務	0	0	0	2	0	2	
	⑱療育手帳の交付に関する事務	0	333	0	0	0	333	
	㉑土地改良区役員等の就任等の届出に関する事務	0	0	0	0	59	59	
	㉒育英資金貸与基金条例による債権の回収に関する事務	0	1,763	1,816	1,610	888	6,077	
	㉔地方自治法による住民監査請求に関する事務	0	0	1	3	0	4	
	熊本県税条例による県税の賦課に関する事務(※)	18,991	0	0	0	0	18,991	
	熊本県税条例による県税の徴収に関する事務(※)	20,242	0	0	0	0	20,242	
	熊本県産業廃棄物税条例による県税の賦課又は徴収の事務(※)	6	0	0	0	0	6	
	小計		41,551	6,148	7,631	7,997	2,125	65,427

(※)平成28年度から住基ネットの利用が住民基本台帳法に法定化されたことから、平成28年度以降は条例事務から削除している。

(3) 知事が県内市町村の執行機関に対して本人確認情報を提供する事務【8事務】

- ⑳市町村の条例による水道法の料金の徴収に関する事務 (H27~)
- ㉑市町村の条例による下水道の使用料の徴収に関する事務 (H27~)
- ㉒土地収用法に掲げる事業のための土地の取得に関する事務 (H26~)
- ㉓国土調査法による地籍調査に関する事務(H28~)
- ㉔農地法による農地の利用意向調査に関する事務 (H30~)
- ㉕市町村の条例による公営住宅の家賃の徴収に関する事務 (H31~)
- ㉖市町村の条例による病院事業における使用料又は手数料の徴収に関する事務 (H31~)
- ㉗市町村の条例による奨学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務 (H31~)

【参考】知事から県内市町村の執行機関に対する本人確認情報の提供状況(事務別)

	事務の名称	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (4~10月)	合計
県条例事務	㉘市町村の条例による水道法の料金の徴収に関する事務	-	4	1	0	0	0	5
	㉙市町村の条例による下水道法の使用料の徴収に関する事務	-	5	0	0	0	2	5
	㉒土地収用法に掲げる事業のための土地の取得に関する事務	14	4	0	2	1	0	18
	㉓国土調査法による地籍調査に関する事務	-	-	1	0	1	0	1
	㉔農地法による農地の利用意向調査に関する事務	-	-	-	-	0	0	0
	㉕市町村の条例による公営住宅の家賃の徴収に関する事務(H31~)	-	-	-	-	-	3	0
	㉖市町村の条例による病院事業における使用料又は手数料の徴収に関する事務(H31~)	-	-	-	-	-	0	0
	㉗市町村の条例による奨学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務(H31~)	-	-	-	-	-	0	0
地方税法又は市町村条例による市町村税の賦課又は徴収に関する事務※	290	375	-	-	-	-	665	
合計		304	388	2	2	2	5	703

(※)平成28年度から住基ネットの利用が住民基本台帳法に法定化されたことから、平成28年度以降は条例事務から削除している。

Ⅱ 今回新たに条例の施行規則に追加する事務

市町村課において、庁内各課及び市町村の住基担当課に新たな住基ネット利用事務について意向調査を行った。

その結果、次の事務について利用希望があり、住基ネットを利用することにより行政事務の効率化に資すると認められることから、今回新たに以下の1つの事務の追加について諮問を行うもの。

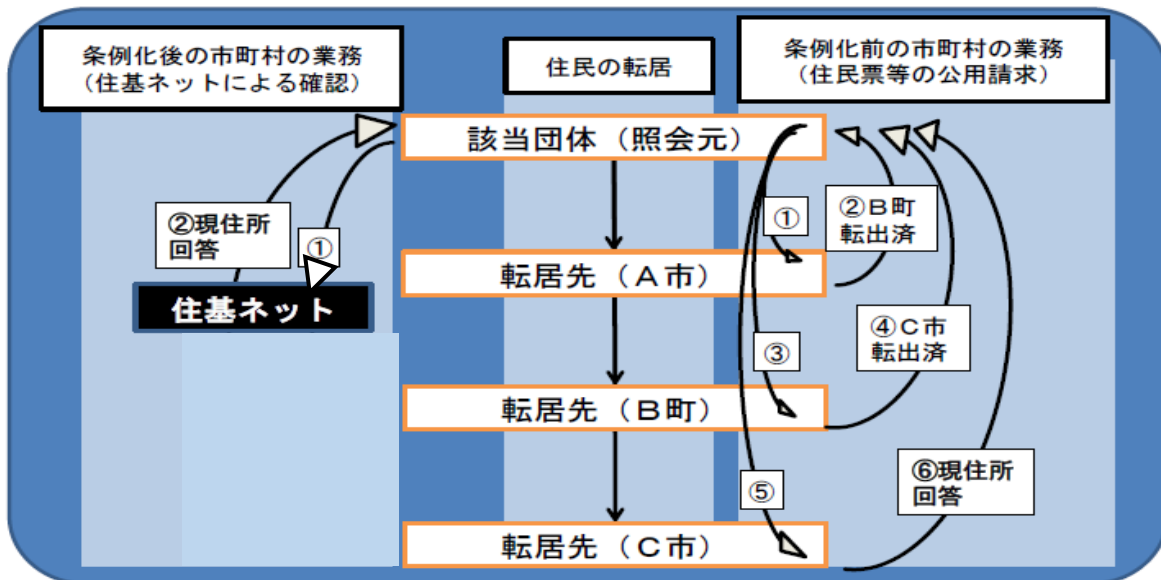
この事務については、答申を踏まえ、令和2年（2020年）4月の施行に向けて規則改正の準備を進めることとしたい。

知事が本人確認情報を利用する事務

熊本県医療事業（水俣病総合対策事業）における手帳等に関する事務

※追加する利用事務の詳細は、P5の資料のとおり。

【参考】住基ネット利用による事務の効率化について（イメージ）



住基ネットによる照会のみで完了

導入の効果

転居先市町村全てに照会し、現況確認を行う必要がある。また、転居先市町村においても公用請求に対応するための事務が発送

Ⅲ 今後の取組み

県においては、住基ネットの利用により、住民の利便性の向上や行政事務の効率化に資する事務については、今後も追加を検討していくこととしている。

また、個人情報保護の観点から引き続き職員研修やセキュリティ運用監査など万全のセキュリティ対策を行い、住基ネットの適切な管理・運用を実施していく。

住民基本台帳法（抜粋）

(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)

第30条の11 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報(第1号に掲げる場合にあつては、個人番号を除く。)を提供するものとする。

(1) 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第3の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

(以下、略)

(都道府県の条例による本人確認情報の提供)

第30条の13 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報(住民票コード及び個人番号を除く。以下この条において同じ。)を提供するものとする。

2～3 略

(本人確認情報等の利用)

第30条の15 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報(個人番号を除く。次項において同じ。)を利用することができる。

(1) 別表第5に掲げる事務を遂行するとき。

(2) 条例で定める事務を遂行するとき。

(3) 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。

(4) 統計資料の作成を行うとき。

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

(1) 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

(2) 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

3～4 略

(以下、略)

熊本県医療事業（水俣病総合対策事業）における手帳等に関する事務 （水俣病保健課）

1 事務の概要

県では、水俣病発生地域において、過去にメチル水銀に汚染された魚介類を多食し、水俣病にもみられる一定の症状を有する方に対して、健康上の問題の軽減・解消を図るため、医療手帳又は水俣病被害者手帳を交付し、療養費・療養手当を支給している。

現在、次の事務について、住基ネットを利用している。

①手帳記載の住所変更 <規則第4条20(1)>

県内での住所変更に伴う手帳の記載事項変更について、住基ネットを利用して現住所を確認し、手帳を再交付。

②離島居住者の居住確認 <規則第4条20(2)>

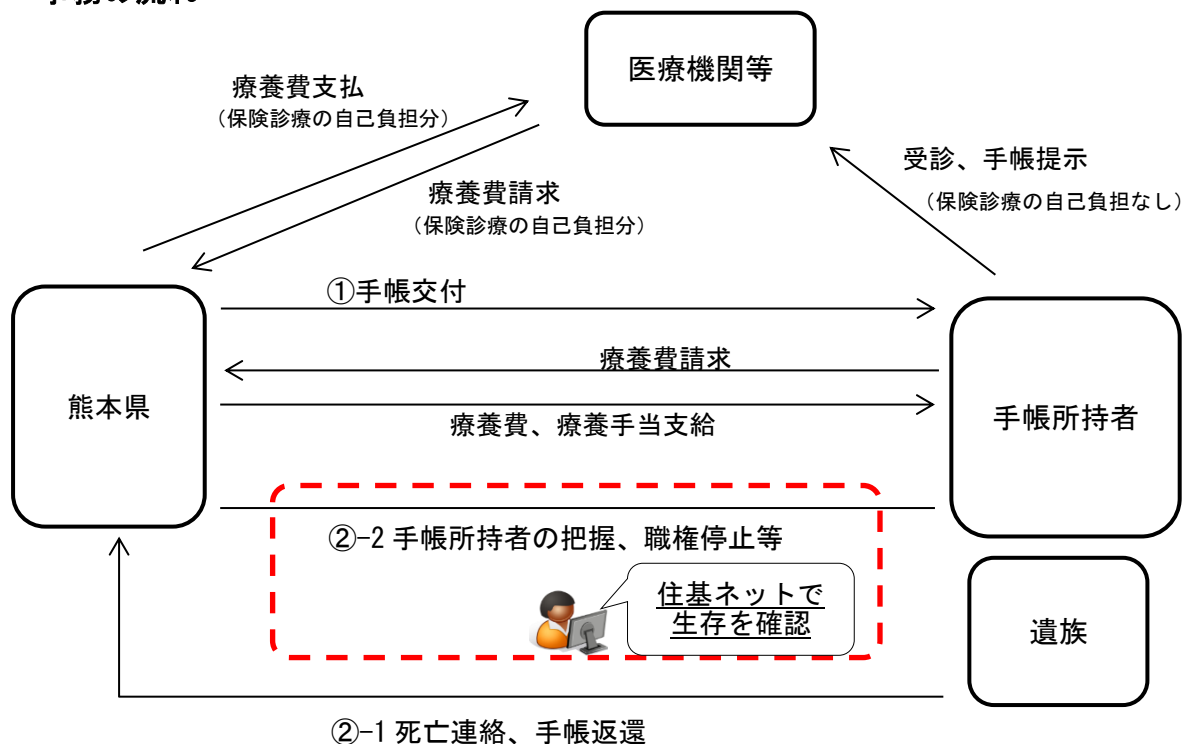
離島居住者が離島外の医療機関を受診した場合に支給する離島加算(手当)について、住基ネットを利用して離島居住を確認。

今回、離島居住者以外についても、手帳所持者の居住確認及び不正使用防止に向けた生存確認を行うことで、行政事務の適正化かつ効率化を図るもの。(下図②-2)。

なお、手帳所持者(現在約4万人)の高齢化に伴い、死亡者の増加が見込まれるが、現在は遺族からの連絡(下図②-1)に頼っている状況。

※下記の点線枠部分において、住基ネットを利用。

2 事務の流れ



3 県内市町村への公用請求件数

(件)

住民票 請求件数 (H30実績)	住基ネット 年間 利用見込
1 (※)	3,000

(※) 手帳所持者死亡の情報等により、必要に応じて公用請求。

4 根拠

水俣病総合対策実施要領（環境省） ー抜粋ー

21 医療手帳の失効

医療手帳は、当該手帳の交付を受けた者（以下「医療手帳交付者」という。）が、次の要件のいずれかに該当するに至ったときは、失効する。失効した医療手帳は速やかに関係県知事に返還しなければならない。

- (1) ～(2) 略
- (3) 死亡したとき。
- (4) 略

26 一時金等対象者

(1) 救済措置の対象となる一時金等対象者は、次の要件のいずれかに該当することにより、過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある者のうち、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者（医療手帳交付者を除く。）であると認められるものとする。

ア～イ 略

(9) 第 21 項の規定は、一時金等対象者について準用する。この場合において、同項中「医療手帳」とあるのは「水俣病被害者手帳」と、「医療手帳交付者」とあるのは「一時金等対象者」と、（中略）読み替えるものとする。

28 療養費対象者

(1) 水俣病被害者手帳の交付の対象は、第 26 項第 5 号の一時金等対象者のほか、次に定める療養費対象者とする。

ア～エ 略

(5) 第 21 項の規定は、療養費対象者について準用する。この場合において、同項中「医療手帳」とあるのは「水俣病被害者手帳」と、「医療手帳交付者」とあるのは「療養費対象者」と、（中略）読み替えるものとする。

熊本県医療事業実施要項 ー抜粋ー

（医療手帳の失効）

第 3 条 医療手帳は、当該手帳の交付を受けた者（以下「医療手帳交付者」という。）が、次のいずれかに該当するに至ったときは、失効する。

- (1) ～(2) 略
- (3) 死亡したとき。
- (4) 略

（医療手帳の返還等）

第 6 条 第 3 条第 1 項の規定により失効した医療手帳は、手帳返還届により、速やかに知事に返還しなければならない。

（一時金等対象者）

第 12 条 救済措置の対象となる一時金等対象者は、次の要件のいずれかに該当することにより、過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある者のうち、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者（医療手帳交付者を除く。）であると認められる者（以下、「一時金等対象者」という。）とする。

- (1) ～(2) 略

14 第3条から第6条までの規定は、一時金等対象者について準用する。この場合において、第3条から第6条までの規定中「医療手帳」とあるのは「水俣病被害者手帳」と、第3条から第5条までの規定中「医療手帳交付者」とあるのは「一時金等対象者」と、（中略）読み替えるものとする。

（療養費対象者）

第14条 水俣病被害者手帳の交付の対象は、第12条第9項の一時金等対象者のほか、次に定める療養費対象者とする。

(1)～(4) 略

6 第3条から第6条までの規定は、療養費対象者について準用する。この場合において、第3条から第6条までの規定中「医療手帳」とあるのは「水俣病被害者手帳」と、第3条から第5条までの規定中「医療手帳交付者」とあるのは「療養費対象者」と、（中略）読み替えるものとする。

国の行政機関に対する本人確認情報の提供件数（全国分）

（単位：件）

区分	事務の名称	担当官庁	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
住民基本台帳法別表1に定める事務	13	預金等に係る債権の額の把握に関する事務	預金保険機構				111	0
	16	恩給法による年金である給付の支給に関する事務	総務省	2,235,207	1,967,324	1,718,936	1,474,571	1,256,580
	17	改正前の執行官法による年金である給付の支給に関する事務	総務省	310	296	278	257	342
	18	国会議員互助年金法を廃止する法律又は旧国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務	総務省	3,499	3,378	3,404	3,390	3,092
	19	地方公務員等共済組合法等による年金である給付の支給に関する事務	地方公務員共済組合	18,168,375	18,476,922	22,360,665	19,177,566	19,558,178
	19	厚生年金保険法による被保険者に係る届出等に関する事務	地方公務員共済組合		1,382	3,460	8,888	6,707
	19	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律による文書の受理等に関する事務	地方公務員共済組合			3	44	14
	20	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務	地方議会議員共済会	344,148	335,717	337,402	323,658	310,048
	23	公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償	地方公務員災害補償基金	1,827	1,472	1,368	2,280	2,435
	24	電気通信事業法による登録・届出等に関する事務	総務省	2,329	2,580	2,783	2,561	2,538
	25	日本電信電話株式会社等に関する法律による許可に関する事務	総務省	13	6	26	0	12
	26	電波法による届出・登録等に関する事務	総務省	26,455	27,275	28,053	27,396	30,528
	30	司法試験法による司法試験の実施に関する事務	法務省	8,648	7,813	6,705	5,804	4,931
	31	不動産登記法による登記に関する事務	法務省	11,824	10,583	8,728	8,147	8,221
	38	後見登記等に関する法律による登記に関する事務	法務省	10,314	11,008	12,090	12,981	13,358
	41の2	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による変換援助等に関する事務	外務省	493	500	299	209	269
	42	国家公務員共済組合法等による年金である給付の支給に関する事務	国家公務員共済組合連合会	7,942,371	7,980,506	7,888,392	8,979,894	8,172,082
	43	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法による年金である給付の支給に関する事務	国家公務員共済組合連合会	5,111	4,060	3,594	3,171	2,441
	44	厚生年金保険法等の一部を改正する法律に基づく届出等に関する事務	指定基金	2,245,837	2,318,063	2,355,723	2,375,170	2,400,434
	44の2	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定等に関する事務	国税庁		1,028,201	74,384,538	27,726,257	20,887,997
	45	関税法による許可に関する事務	財務省	241	329	567	758	961
	47の5	学資の貸与及び支給に関する事務	日本学生支援機構				49,395	1,111,250
	48	私立学校教職員共済法等による年金である給付の支給に関する事務	日本私立学校振興・共済事業団	2,716,866	2,847,160	3,814,581	3,188,620	3,357,411
	49	博物館法による認定に関する事務	文部科学省	20	19	23	19	18
	63	労働者災害保険法に基づく業務災害給付に関する事務	厚生労働省	72,744	39,589	1,251,135	1,490,766	1,466,536
	63の2	中小企業退職金共済法による解約手当金等の支給に関する事務	独立行政法人勤労者退職金共済機構			8,153	8,684	6,340
	67の2	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、職業センターの設置等、納付金等、調整金報奨金等に関する事務	厚生労働省				39	42
	69	雇用保険法による失業等給付の支給に関する事務	厚生労働省				8,066,173	10,004,419
	70	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務	厚生労働省				46,370	11,001
	72の2	健康保険法による届出等に関する事務	日本年金機構	306,342	400,506	417,749	528,379	1,923,289
72の3	船員保険法による裁定・届出等に関する事務	日本年金機構	0	0	574	4,367	15,043	
73の2	社会保険診療報酬支払基金法による情報の収集等に関する事務	社会保険診療報酬支払基金			20,915,380	6,133,010	3,867,942	
73の5	国民年金法等の一部を改正する法律による届出等に関する事務	日本年金機構	302,052	272,979	236,183	173,670	131,460	

国の行政機関に対する本人確認情報の提供件数（全国分）

（単位：件）

区分	事務の名称	担当官庁	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
74	厚生年金保険法による届出等に関する事務	日本年金機構	11,885,116	10,465,415	8,953,381	45,176,934	439,320,111
75	厚生年金保険法等の一部を改正する法律に基づく届出等に関する事務	日本年金機構	4,820,408	4,567,244	4,338,620	4,606,969	3,841,051
76	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法に基づく届出等に関する事務	日本年金機構	884	2,576	3,646	2,449	3,421
77	国民年金法による被保険者に係る届出等に関する事務	日本年金機構	520,084,622	530,335,055	537,111,733	566,759,340	779,960,904
77の3	確定拠出年金法による情報の収集等に関する事務	企業年金連合会	1,484,835	3,684,471	0	0	0
77の4	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第40条に掲げる年金給付等に関する事務	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第3条第13号に規定する存続連合会			13,408,376	3,141,682	3,063,114
77の5	国民年金法による年金給付等に関する事務	国民年金基金連合会	444,486	489,547	534,358	563,344	595,336
77の6	確定拠出年金法による届出又は年金である給付若しくは一時金の支給に関する事務	国民年金基金連合会	0	0	1	1,111	5,160
77の8	石炭鉱業年金基金法による年金等の支給に関する事務	石炭鉱業年金基金			6,410	24,039	32,557
77の13	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による一時金支給に関する事務	厚生労働省	27	17	4	21	20
78	戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付の支給に関する事務	厚生労働省	60,200	59,278	44,670	38,379	38,014
78の5	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による支給に関する事務	厚生労働省			28	0	0
78の7	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による特別給付金の支給に関する事務	厚生労働省				9	0
81の2	農業者年金基金法による農業者年金事業の給付・徴収に関する事務	独立行政法人 農業者年金基金				292	6,012
82	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法による年金である給付の支給に関する事務	農林漁業団体 職員共済組合	2,280,246	735,674	1,014,312	1,247,897	495,449
97	建設業法による建設業の許可に関する事務	国土交通省	17	1	0	5	0
98	建設業法による建設業の技術検定の実施に関する事務	指定試験機関	39,586	41,167	44,608	47,709	55,397
99	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務	指定資格者証 交付機関	189,705	166,677	144,011	150,140	168,919
100	浄化槽法による浄化槽設備士免状の交付に関する事務	国土交通省	0	0	1	0	0
101	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許に関する事務	国土交通省	3	2	7	6	0
103	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による登録に関する事務	国土交通省	8	11	5	0	0
104	旅行業法による旅行業の登録に関する事務	観光庁	0	0	1	0	0
107	不動産の鑑定評価に関する法律による登録に関する事務	国土交通省	404	379	400	1,168	246
109	建築士法による免許等に関する事務	国土交通省	360	478	111	606	907
113	道路運送車両法による変更登録、新規検査、交付又は届出に関する事務	国土交通省				80	198
115	船舶法による検認又は仮船舶国籍証書に関する事務	国土交通省	23	2	55	2	2
117	小型船舶の登録等に関する法律による交付又は検認に関する事務	国土交通省	0	0	0	0	0
118	航空法による登録等に関する事務	国土交通省	60	138	121	136	55
119	気象業務法による登録等に関する事務	気象庁	366	271	284	303	21
120	石綿による健康被害の救済に関する法律による救済給付の支給又は認定に関する事務	独立行政法人 環境再生保全機構	7,303	7,797	8,294	9,624	10,713
計			575,703,685	586,293,868	701,374,229	701,594,739	1,302,153,526

種別	事務の名称	H27	H28	H29	H30	R1 (4月~10月)	合計
住民基本台帳法別表3に定める事務	災害対策基本法による安否情報の回答に関する事務	0	0	0	0	0	0
	被災者生活再建支援法による支援金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0
	特定非営利活動促進法による法人設立の認証に関する事務	0	0	0	0	0	0
	労働金庫法による労働金庫代理業の許可に関する事務	0	0	0	0	0	0
	貸金業法による貸金業者の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0
	恩給法による年金の支給に関する事務	289	219	0	0	0	508
	地方税法等による地方税の賦課徴収又は調査に関する事務	145	3,738	0	0	0	3,883
	地方法人特別税法による賦課徴収又は調査に関する事務	0	9	0	0	0	9
	消防法による危険物取扱者免状の交付等に関する事務等	0	3	0	0	0	3
	特別支援学校就学奨励法による経費の支弁に関する事務	0	0	0	0	0	0
	学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する事務	0	0	0	0	0	0
	高校無償化法による就学支援金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0
	予防接種法による予防接種、給付又は実費徴収に関する事務	0	0	0	0	0	0
	感染症予防法による措置又は療養費の支給等に関する事務	0	7	0	0	0	7
	難病法による特定医療費の支給に関する事務	2	5	0	0	0	7
	被爆者救護法による医療特別手当等の支給に関する事務	0	3	0	0	0	3
	原爆被爆者援護法による支給の知事実施に関する事務	2	0	0	0	0	2
	雇用対策法による転職職業転換給付金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0
	職業能力開発促進法による技能検定等に関する事務	0	0	0	0	0	0
	児童福祉法による里親の認定、登録又は徴収に関する事務	0	3	0	0	0	3
	児童福祉法による助産の実施または保護の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0
	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	0	31	0	0	0	31
	児童手当法による児童手当の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0
	母子父子寡婦福祉法による資金の貸付け等に関する事務	1	11	0	0	0	12
	生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務	2	18	0	0	0	20
	災害救助法による救助又は扶助金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0
	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務	7	275	0	0	0	282
	精神保健福祉法による措置の実施又は手帳交付に関する事務	0	47	0	0	0	47
	特別児童扶養手当等による手当の支給に関する事務	1	7	0	0	0	8
	障害自立支援法による給付又は事業の実施に関する事務	0	5	0	0	0	5
	中国残留邦人等自立支援法による給付等の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0
	戦傷病者等遺族等援護法による援護の知事実施に関する事務	4	1	0	0	0	5
	未帰還者留守家族等援護法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0
	戦没者等妻への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0
	戦傷病者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0
	戦没者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0
	戦傷病者等妻への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0
	戦没者父母等への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0
	家畜商法による家畜商の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0
	森林法による保安林の指定等に関する事務	0	0	0	0	0	0
	計量法による計量器製造事業の届出の経由等に関する事務	0	0	0	0	0	0
	大規模小売店舗立地法による店舗新設の届出に関する事務	0	0	0	0	0	0
	フロン排出抑制法による登録、更新等に関する事務	0	0	0	0	0	0
	火薬類取締法による試験の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0
	電気工事士法による認定証の交付に関する事務	0	0	0	0	0	0
	電気工事業法による電気工事業の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0
	液化石油ガス法による免状の交付に関する事務	1	0	0	0	0	1
	建設業法による建設業の許可に関する事務	13	19	0	0	0	32
	浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務	3	3	0	0	0	6
	建築資材再資源化法による解体工事業者の登録に関する事務	2	58	0	0	0	60
宅地建物取引業法による免許・登録に関する事務	2	0	0	0	0	2	
旅行業法により都道府県知事が行う事務の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	
構造改革特別区域法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	
福島復興再生特措法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	
不動産鑑定評価法による鑑定業者の登録等に関する事務	1	0	0	0	0	1	
公営住宅法第15条の公営住宅の管理に関する事務	0	0	0	0	0	0	
住宅地改良法による改良住宅の管理等に関する事務	0	0	0	0	0	0	
特定優良賃貸住宅の供給促進法の管理に関する事務	0	0	0	0	0	0	
高齢者居住安定確保法による供給計画の認定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	
建築基準法による経由に関する事務	0	0	0	0	0	0	
建築士法による二級建築士等の免許等に関する事務	0	0	0	0	0	0	
沖縄振興特措法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	
公害健康被害補償法による指定疾病の認定に関する事務	57	89	0	0	0	146	
廃棄物処理法による熱回収施設の認定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	
福島復興再生特措法による健康管理調査の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	
番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例で定める事務	0	0	0	0	0	0	
小計		532	4,551	0	0	0	5,083

※平成28年の番号法施行により、別表3事務については件数取得ができないため空欄記載。

種別	事務の名称	H27	H28	H29	H30	R1 (4月~10月)	合計
住民基本台帳法別表5に定める事務	災害対策基本法による安否情報の回答に関する事務	0	0	0	0	0	0
	被災者生活再建支援法による支援金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0
	特定非営利活動促進法による法人設立の認証に関する事務	0	0	0	0	0	0
	労働金庫法による労働金庫代理業の許可に関する事務	0	0	0	0	0	0
	貸金業法による貸金業者の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0
	恩給法による年金の支給に関する事務	970	952	776	609	351	3,658
	地方税法等による地方税の賦課徴収又は調査に関する事務	489	43,095	28,389	23,453	15,361	110,787
	地方法人特別税法による賦課徴収又は調査に関する事務	0	19	91	7	17	134
	消防法による危険物取扱者免状の交付等に関する事務等	0	0	0	0	0	0
	旅券法による一般旅券の発給等に関する事務	198	451	228	230	141	1,248
	高校無償化法による就学支援金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0
	予防接種法による予防接種、給付又は実費徴収に関する事務	0	0	0	0	0	0
	感染症予防法による措置又は療養費の支給等に関する事務	4	12	0	1	57	74
	難病法による特定医療費の支給に関する事務	1	56	7,324	9,346	10,469	27,196
	被爆者救護法による医療特別手当等の支給に関する事務	1,189	166	90	1,015	924	3,384
	原爆被爆者援護法による支給の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0
	雇用対策法による転職職業転換給付金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0
	職業能力開発促進法による技能検定等に関する事務	0	0	0	0	0	0
	児童福祉法による里親の認定、登録又は徴収に関する事務	3	245	3,730	2,479	2,425	8,882
	児童福祉法による助産の実施または保護の実施に関する事務	0	0	36	535	260	831
	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	0	58	4,443	1	3	4,505
	児童手当法による児童手当の支給に関する事務	0	0	0	1	9	10
	母子父子寡婦福祉法による資金の貸付け等に関する事務	1	21	5	20	4	51
	生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務	6	71	1,217	824	254	2,372
	災害救助法による救助又は扶助金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0
	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務	20	1,621	11	31	7	1,690
	精神保健福祉法による措置の実施又は手帳交付に関する事務	0	133	0	0	97	230
	特別児童扶養手当等による手当の支給に関する事務	0	90	616	0	0	706
	障害自立支援法による給付又は事業の実施に関する事務	0	70	72	0	0	142
	中国残留邦人等自立支援法による給付等の支給に関する事務	0	0	8	0	0	8
	戦傷病者等遺族等援護法による援護の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0
	未帰還者留守家族等援護法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0
	戦没者等妻への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0
	戦傷病者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0
	戦没者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0
	戦傷病者等妻への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0
	戦没者父母等への支給法の知事実施に関する事務	0	0	0	0	0	0
	家畜商法による家畜商の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0
	林業種苗法による生産事業者の登録に関する事務	0	0	0	1	0	1
	森林法による保安林の指定等に関する事務	0	0	0	0	0	0
	計量法による計量器製造事業の届出の経由等に関する事務	0	0	0	0	0	0
	大規模小売店舗立地法による店舗新設の届出に関する事務	1	0	0	0	0	1
	フロン排出抑制法による登録、更新等に関する事務	0	0	0	0	0	0
	火薬類取締法による試験の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0
	電気工事士法による認定証の交付に関する事務	293	0	0	0	0	293
	電気工業法による電気工業の登録に関する事務	200	301	290	0	0	791
	液化石油ガス法による免状の交付に関する事務	72	0	0	0	0	72
	建設業法による建設業の許可に関する事務	743	941	804	845	490	3,823
	浄化槽法による浄化槽工業の登録に関する事務	18	21	13	16	7	75
	建築資材再資源化法による解体工事業者の登録に関する事務	37	209	110	41	7	397
宅地建物取引業法による免許・登録に関する事務	15	20	10	13	7	58	
旅行業法により都道府県知事が行う事務の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	
住宅宿泊事業法による届出に関する事務	0	0	0	21	18	21	
通訳案内士法による通訳案内士の登録に関する事務	0	0	0	0	0	0	
構造改革特別区域法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	
福島復興再生特措法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	
不動産鑑定評価法による鑑定業者の登録等に関する事務	21	1	0	2	3	24	
公営住宅法による家賃の決定等に関する事務、公営住宅法第15条の公営住宅の管理に関する事務	0	0	0	0	0	0	
住宅地区改良法による改良住宅の管理等に関する事務	0	0	0	0	0	0	
特定優良賃貸住宅の供給促進法の管理に関する事務	0	0	0	0	0	0	
高齢者居住安定確保法による供給計画の認定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	
建築基準法による経由に関する事務	0	0	0	0	0	0	
建築士法による免許、登録及び交付等に関する事務	0	0	0	0	0	0	
沖縄振興特措法による通訳案内士の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0	
公害健康被害補償法による指定疾病の認定に関する事務	90	309	275	181	48	903	
廃棄物処理法による熱回収施設の認定等に関する事務	0	0	0	0	0	0	
福島復興再生特措法による健康管理調査の実施に関する事務	0	0	0	0	0	0	
小計		4,371	48,837	48,538	39,672	30,959	172,367

熊本県における本人確認情報利用状況(事務別)

別紙2

種別	事務の名称	H27	H28	H29	H30	R1 (4月~10月)	合計
条例事務	熊本県職員等恩給条例による年金の支給に関する事務	17	17	15	98	9	156
	心身障害者扶養共済制度条例による年金の支給に関する事務	610	29	462	959	477	2,537
	育英資金貸与基金条例による債権の回収に関する事務	0	1,763	1,816	1,610	888	6,077
	採石法による登録又は届出に関する事務	9	36	6	15	4	70
	砂利採取法に基づく砂利採取業者の登録等に関する事務	0	1	3	1	0	5
	地方自治法による住民監査請求に関する事務	0	0	1	3	0	4
	地方税法による県税に関する犯則事件の調査に関する事務	0	0	0	0	0	0
	熊本県税条例による県税の賦課に関する事務	18,991	0	0	0	0	18,991
	熊本県税条例による県税の徴収に関する事務	20,242	0	0	0	0	20,242
	熊本県看護士等修学資金貸与条例による債権の回収事務	0	0	0	0	0	0
	熊本県産業廃棄物税条例による県税の賦課又は徴収の事務	6	0	0	0	0	6
	土地収用法に掲げる事業のための土地の取得に関する事務	937	3,223	792	844	348	6,144
	土地収用法による収用又は使用の裁決等に関する事務	0	0	0	0	0	0
	介護保険法による介護支援専門員の登録等に関する事務	211	160	217	174	70	832
	屋外広告物条例による屋外広告業の登録等に関する事務	0	0	0	0	0	0
	港湾管理条例による港湾施設の使用料等の徴収に関する事務	0	0	0	0	0	0
	流水占用料等徴収条例による流水占用料の徴収の事務	0	0	0	0	0	0
	海岸保全区域占用料等徴収条例による占用料等の徴収の事務	0	0	0	0	0	0
	児童福祉法による児童保護費用負担金の徴収に関する事務	0	0	0	0	0	0
	児童扶養手当法による児童扶養手当の回収に関する事務	16	1	8	2	14	41
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による債権回収に関する事務	26	24	2	9	4	65
	非常勤公務員公務災害補償等に関する条例の補償に関する事務	0	0	0	0	0	0
	水俣病総合対策医療事業における被害者手帳等に関する事務	422	512	365	401	252	1,952
	水俣病総合対策医療事業における離島加算支給に関する事務	64	24	3,944	3,879	0	7,911
	外国人の生活保護に関する事務	0	0	0	2	0	2
	療育手帳の交付に関する事務	0	333	0	0	0	333
	不当権品類及び不当表示防止法による資料提出要求等の事務	0	0	0	0	0	0
	特定商取引に関する法律による資料提出要求等に関する事務	0	0	0	0	0	0
	公職選挙法による立候補の届け出に関する事務	0	0	0	0	0	0
	公職選挙法施行令による選挙長等の告示に関する事務	0	0	0	0	0	0
	土地改良区役員等の就任等の届出に関する事務	0	0	0	0	59	59
	病院事業設置に関する条例による使用料徴収に関する事務	0	0	0	0	0	0
小計		41,551	6,148	7,631	7,997	2,125	65,427
総計		46,454	59,536	56,169	47,669	33,084	242,877

住民基本台帳法別表第1に定める事務

種別	事務の名称	H27	H28	H29	H30	R1 (4月~10月)	合計
△	公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償	7	7	18	0	0	32

住民基本台帳法第30条の15第3項に定める事務

種別	事務の名称	H27	H28	H29	H30	R1 (4月~10月)	合計
△	住民基本台帳法による本人が同意した事務	0	1	1	5	0	7

住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ指導助言要領

平成17年10月21日
熊本県総務部市町村総室

第1 目的

この指導要領は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第31条第1項に基づく住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の情報セキュリティ対策に関する指導助言に関し必要な事項を定め、もって住基ネットにおける情報セキュリティの水準の維持向上を図ることを目的とする。

第2 指導助言の方法

- 1 法第31条第2項に規定されている報告の徴取、助言又は勧告の一環として、市町村の住基ネットに関する情報セキュリティ対策について診断を行うこととする。
- 2 診断は、市町村課の職員が行うこととする。なお、診断の結果、技術面について特に市町村への指導助言の必要があると認められるときは、情報企画課の助言を求めることとする。

第3 診断の実施等

診断は、市町村課長が市町村が実施する情報セキュリティ対策の自己点検結果並びに総務省が実施するシステム運営監査及びセキュリティ診断の実施状況等から必要と認める市町村（以下「対象市町村」という。）に対して、随時実施するものとする。

第4 診断の実施手続

市町村課長は、診断を行うときは、あらかじめ、診断事項、診断の日時等を対象市町村の長（以下「市町村長」という。）に通知するものとする。

第5 診断の実施結果に基づく助言

市町村課長は、診断の結果について、その内容を市町村長に通知し、必要な助言を行うものとする。

また、診断の結果、改善の必要があることが認められる事項については、市町村長に対し、改善計画書の提出を求めるものとする。

第6 職員の守秘義務

診断に係る職員は、診断の際に知り得た本人確認情報に関する秘密及び本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

第7 雑 則

この要領に定めるもののほか、診断の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年10月21日から施行する。

附 則（平成20年10月1日）

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月1日市町村行政課長専決）

この要領は、市町村行政課長専決の日から施行し、改正後の住民基本台帳

ネットワークシステムセキュリティ指導助言要領の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年4月1日市町村行政課長専決）

この要領は、市町村行政課長専決の日から施行する。

附 則（平成27年3月20日市町村行政課長専決）

この要領は、市町村行政課長専決の日から施行し、改正後の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ指導助言要領の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月15日市町村課長専決）

この要領は、市町村課長専決の日から施行し、改正後の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ指導助言要領の規定は、平成30年4月1日から適用する。

熊本県住民基本台帳ネットワークシステムのアクセスログの定期的検証実施要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県における住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）に係るアクセスログの定期的な検証の実施に関し必要な事項を定め、もって住基ネットにおける情報セキュリティの水準の維持向上及び本人確認情報の不正使用の抑止を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「アクセスログ」とは、県サーバ又は全国サーバが保存する本人確認情報にアクセスした記録をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要領において使用する用語は、熊本県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報の管理に関する要項の例による。

(検証の対象等)

第3条 アクセスログの定期的な検証は、住基ネットに係る別表の右欄に掲げる課、センター等（以下「検証対象課」という。）に対して実施するものとする。

2 前項による検証は、別表の右欄に掲げる検証対象課ごとに同表の左欄に掲げる所属のセキュリティ責任者又はセキュリティ責任者が指定する者（以下「セキュリティ責任者等」という。）が実施するものとする。

3 前項によりセキュリティ責任者が検証を行う者を指定した場合には、あらかじめ、システム管理者にその旨通知するものとする。

4 第2項に掲げる者のほか、熊本県住民基本台帳ネットワークシステム監査実施要領（以下「監査要領」という。）第4条に定める内部監査人は、同要領第5条に定める内部運用監査においてアクセスログの定期的な検証を実施するものとする。

(検証の実施方法)

第4条 システム管理者は、定期的にアクセスログに係る帳票（以下「アクセスログ帳票」という。）を作成し、アクセスログ検証依頼書（別記第1号様式）により検証対象課のセキュリティ責任者等に配付するものとする。

2 前項により配付を受けたセキュリティ責任者等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。（以下「法」という。）第30条の15又は第30条の32の規定により利用し、提供を受け、又は開示した本人確認情報の状況とアクセスログを照合し、本人確認情報の不正使用の有無を検証するものとする。

(検証の結果の通知等)

第5条 検証対象課のセキュリティ責任者は、前条第2項に定める検証を実施した場合は、その実施に係る月の末日までに、検証結果をアクセスログ検証結果通知書（別記第2号様式）によりシステム管理者に通知し、アクセスログ帳票を返付するものとする。

2 システム管理者は、前項の規定により報告を受けた内容を確認し、不正使用の疑いがあると思われる場合は、熊本県住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画書第5に定める手順により対応し、必要な措置を講じるものとする。

3 システム管理者は、前2項の状況について、アクセスログ検証結果報告書（別記第3号様式）によりセキュリティ統括責任者へ報告するものとする。

(帳票の取扱い)

第6条 システム管理者は、第4条第1項により検証対象課のセキュリティ責任者等にアクセスログ帳票を配付する場合において、その受渡しを確実にし、盗難され、又は紛失しないよう適切な措置を講じるものとする。検証対象課のセキュリティ責任者等が第5条第1項によりシ

システム管理者にアクセスログ帳票を返付する場合も、同様とする。

- 2 システム管理者及び検証対象課のセキュリティ責任者等は、アクセスログ帳票の盗難、滅失及びき損の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、住基ネットのアクセスログの検証に関し必要な事項は、システム管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年12月1日から施行する。

2 第2条第1項及び第4条第2項の改正規定による改正後の熊本県住民基本台帳ネットワークシステムのアクセスログの定期的検証実施要領の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する

附 則

この要領は、平成30年5月22日から施行し、改正後の熊本県住民基本台帳ネットワークシ

システムのアクセスログの定期的検証実施要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月24日から施行し、改正後の熊本県住民基本台帳ネットワークシステムのアクセスログの定期的検証実施要領は、平成31年4月1日から適用する。

(別記第1号様式)

第 号
年 月 日

(セキュリティ責任者等)

様

(システム管理者)

アクセスログ検証依頼書

平成 年 月 ~平成 年 月分に係る住民基本台帳ネットワークシステムに係るアクセスログ帳票を別添のとおり送付いたしますので、検証対象課において保存されている申請書等関係資料と照合し、本人確認情報の不正使用の有無について検証いただきますようお願いいたします。

記

1 検証対象課名	
2 検証の対象	平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける検証対象課に係るアクセスログの全部(又は一部)
3 2におけるアクセスログの件数	件
4 備 考	

(別記第2号様式)

第 号
年 月 日

(システム管理者)

様

(セキュリティ責任者等)

アクセスログ検証結果通知書

平成 年 月 日付けで依頼がありましたこのことについて、下記のとおりアクセスログを利用し、不正使用の有無等を検証しましたので、その結果を通知します。

記

1 検証対象課名	
2 検証年月日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
3 検証したアクセスログの件数	件
4 検証結果	1 是 認 件 2 不正使用の疑いがあるもの 件
5 4において不正使用の疑いが認められた場合の顛末	<顛末>
6 備 考	

(1)「4 検証結果」の「是認」に係る件数は、住民基本台帳法第30条の15又は第30条の32の規定に基づく事務に住民基本台帳ネットワークシステムを利用した場合の件数を指すものである。

(2)「4 検証結果」の「不正使用の疑いがあるもの」に係る件数には、(1)以外の一切の件数を指すものであること。

(別記第3号様式)

第 号
年 月 日

(セキュリティ統括責任者)

様

(システム管理者)

アクセスログ検証結果報告書

平成 年 月から平成 年 月分に係るアクセスログによる検証結果は下記のとおりでしたので、報告します。

記

	検証対象課名	検証結果			不正使用の疑いがあった場合の不正使用の状況等		
		(1)平成 年 月~平成 年 月までににおけるアクセスログの件数(A)	(2) (A)のうち是認とした件数 (B)	(3) (A)のうち不正使用の疑いがあった件数 (C)	(4) (C)のうち調査の結果、不正使用が認められなかった件数(D)	(5) (C)のうち調査の結果、不正使用が認められた件数(E)	概要

(A) = (B) + (C)となり、(C) = (D) + (E)となること。

別表(第3条関係)

所属	検証対象課
総務部人事課	総務部人事課
総務部総務私学局総務厚生課	総務部総務私学局総務厚生課
総務部市町村・税務局市町村課	総務部市町村・税務局市町村課
総務部市町村・税務局消防保安課	総務部市町村・税務局消防保安課
総務部市町村・税務局税務課	総務部市町村・税務局税務課
熊本県自動車税事務所	熊本県自動車税事務所管理課税課
企画振興部地域・文化振興局地域振興課	企画振興部地域・文化振興局地域振興課
健康福祉部健康福祉政策課	健康福祉部健康福祉政策課
福祉総合相談所	児童施設・初動課
	児童支援課
	障がい相談課
健康福祉部健康危機管理課	健康福祉部健康危機管理課
健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課	健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課
健康福祉部長寿社会局社会福祉課	健康福祉部長寿社会局社会福祉課
健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課	健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課
健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課	健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課
健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課
八代児童相談所	八代児童相談所
精神保健福祉センター	精神保健福祉センター
健康福祉部健康局医療政策課	健康福祉部健康局医療政策課
健康福祉部健康局健康づくり推進課	健康福祉部健康局健康づくり推進課
健康福祉部健康局業務衛生課	健康福祉部健康局業務衛生課
環境生活部水俣病保健課	環境生活部水俣病保健課
環境生活部水俣病審査課	環境生活部水俣病審査課
環境生活部県民生活局消費生活課	環境生活部県民生活局消費生活課
商工観光労働部商工労働局商工振興金融課	商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
商工観光労働部新産業振興局エネルギー政策課	商工観光労働部新産業振興局エネルギー政策課
商工観光労働部観光経済交流局観光物産課	商工観光労働部観光経済交流局観光物産課
商工観光労働部観光経済交流局国際課	商工観光労働部観光経済交流局国際課
農林水産部生産経営局畜産課	農林水産部生産経営局畜産課
農林水産部森林局森林保全課	農林水産部森林局森林保全課
土木部監理課	土木部監理課
土木部道路都市局都市計画課	土木部道路都市局都市計画課
土木部河川港湾局港湾課	三角港管理事務所
	八代港管理事務所
	水俣港管理事務所
	熊本港管理事務所
土木部建築住宅局建築課	土木部建築住宅局建築課
県央広域 本部	税務部収税第一課
	税務部収税第二課
	税務部課税第一課
	税務部課税第二課
	農林部農地整備課
	土木部用地課
	土木部工務管理課
	益城復興事務所街路用地課
	益城復興事務所区画整理用地課
	宇城地域振興局総務福祉課
	宇城地域振興局保健予防課
	宇城地域振興局林務課
	宇城地域振興局維持管理調整課
宇城地域振興局用地課	
上益城地域振興局	上益城地域振興局福祉課
	上益城地域振興局保健予防課
	上益城地域振興局林務課
	上益城地域振興局維持管理調整課

		総務部収税課 総務部課税課 保健福祉環境部福祉課 保健福祉環境部保健予防課 農林水産部農地整備課 農林水産部林務課 土木部維持管理課 土木部用地課
県北広域本部	玉名地域振興局	玉名地域振興局総務福祉課 玉名地域振興局保健予防課 玉名地域振興局林務課 玉名地域振興局維持管理調整課 玉名地域振興局用地課
	鹿本地域振興局	鹿本地域振興局総務福祉課 鹿本地域振興局保健予防課 鹿本地域振興局林務課 鹿本地域振興局維持管理調整課
	阿蘇地域振興局	阿蘇地域振興局総務福祉課 阿蘇地域振興局保健予防課 阿蘇地域振興局林務課 阿蘇地域振興局維持管理調整課 阿蘇地域振興局用地課
県南広域本部		総務部収税課 総務部課税課 保健福祉環境部福祉課 保健福祉環境部保健予防課 農林水産部農地整備課 農林水産部林務課 土木部用地課 土木部維持管理課
	芦北地域振興局	芦北地域振興局総務振興課 芦北地域振興局福祉課 芦北地域振興局保健予防課 芦北地域振興局林務課 芦北地域振興局維持管理調整課 芦北地域振興局用地課
	球磨地域振興局	球磨地域振興局総務福祉課 球磨地域振興局保健予防課 球磨地域振興局森林保全課 球磨地域振興局維持管理調整課 球磨地域振興局用地課
天草広域本部		総務部税務課 保健福祉環境部福祉課 保健福祉環境部保健予防課 農林水産部農地整備課 農林水産部林務課 土木部用地課 土木部維持管理課
病院局総務経営課		病院局総務経営課
教育庁教育政策課		教育庁教育政策課
教育庁高校教育課		教育庁高校教育課
選挙管理委員会		選挙管理委員会
監査委員事務局		監査委員事務局
取用委員会		取用委員会
地方公務員災害補償基金熊本県支部		地方公務員災害補償基金熊本県支部

熊本県住民基本台帳ネットワークシステムの監査実施要領

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、熊本県における住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)の監査の実施に関し必要な事項を定め、もって住基ネットにおける情報セキュリティの水準の維持向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において使用する用語の意義は、熊本県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報に関する要項の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 内部運用監査
熊本県職員が行う住基ネットの運用に関する監査をいう。
- (2) 外部運用監査
熊本県職員以外の者が行う住基ネットの運用に関する監査をいう。
- (3) 侵入検査
住基ネットのうち、熊本県が管理する部分に対して、熊本県職員以外の者が模擬攻撃によって行う技術的検証をいう。
- (4) 外部監査
外部運用監査及び侵入検査をいう。
- (5) 内部監査人
内部運用監査を行う者をいう。
- (6) 外部監査人
外部監査を行う者をいう。

(監査の基準)

第 3 条 監査は、別表 1 に掲げる法令等を基準とする。

第 2 章 内部運用監査

(内部監査人)

第 4 条 内部監査人は、セキュリティ統括責任者が指定する者とする。

(内部運用監査の対象等)

第 5 条 内部運用監査は、住基ネットに係る別表 2 の右欄に掲げる課・センター等(以下「被監査対象課」という。)に対して、毎年度実施するものとする。

(内部運用監査の実施方法)

第 6 条 内部運用監査は、内部監査人がセキュリティ統括責任者の承認を得て定めた内部運用監査実施計画書(別記第 1 号様式)に基づいて実施するものとする。

- 2 内部監査人は、内部運用監査を実施しようとするときは、被監査対象課のセキュリティ責任者に対し、内部運用監査実施通知書(別記第 2 号様式)により内部運用

監査の実施期日等を通知しなければならない。

(内部運用監査の実施結果の通知等)

第7条 内部監査人は、被監査対象課の内部運用監査を実施した後、速やかに、内部運用監査の実施結果を内部運用監査実施結果通知書(別記第3号様式)により当該被監査対象課のセキュリティ責任者に通知しなければならない。

2 内部監査人は、内部運用監査を実施した結果、是正を要する事項が認められた場合は、前項の通知書にその旨を記載し、当該被監査対象課のセキュリティ責任者に対し、是正を求めなければならない。

(是正措置の報告・検証)

第8条 被監査対象課のセキュリティ責任者は、前条第2項の規定により是正を求められた場合は、速やかに、是正の措置を講じるとともに、その内容を内部運用監査是正措置報告書(別記第4号様式)により内部監査人に報告し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた内部監査人は、当該報告の内容を検証した上、その内容が適当であると認めるときは、承認するものとする。

(内部運用監査の結果の報告)

第9条 内部監査人は、内部運用監査が終了した後、速やかに、その結果について取りまとめ、内部運用監査結果報告書(別記第5号様式)によりセキュリティ統括責任者に報告しなければならない。

第3章 外部監査

(外部監査人の選定)

第10条 外部監査人は、外部監査の実施ごとにセキュリティ会議において審議した選定方法及び選定基準に基づき、セキュリティ統括責任者が選定する。ただし、選定方法が競争入札による場合は、この限りでない。

(外部監査の対象等)

第11条 外部運用監査は、セキュリティ会議の審議を経て、被監査対象課及び企画振興部交通政策・情報局情報政策課の中から選定した課・センター等(以下「被外部監査対象課」という。)に対して実施するものとする。

2 侵入検査は、セキュリティ会議の審議を経て、システム管理者に対して実施するものとする。

3 外部監査は概ね3年に1回実施するものとし、実施する時期については、セキュリティ会議の審議を経て、セキュリティ統括責任者が決定するものとする。

(外部監査の実施方法)

第12条 外部監査は、外部監査人がセキュリティ統括責任者に提出し、その承認を得た外部監査実施計画書(別記第6号様式)に基づいて実施するものとする。

2 セキュリティ統括責任者は、外部監査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる外部監査の区分に応じ、当該各号に定める者(以下、「セキュリティ責任者等」

という。)に対し、外部監査実施通知書(別記第7号様式)により外部監査の実施期日等を通知しなければならない。

(1) 外部運用監査 被外部監査対象課のセキュリティ責任者(企画振興部交通政策・情報局情報政策課にあっては、情報政策課長)

(2) 侵入検査 システム管理者

(外部監査の結果の報告)

第13条 外部監査人は、外部監査が終了した後、速やかに、その結果について取りまとめ、外部監査結果報告書(別記第8号様式)によりセキュリティ統括責任者に報告しなければならない。

(外部監査の結果の通知等)

第14条 セキュリティ統括責任者は、前条の規定による報告を受けた場合は、速やかに、その報告を踏まえ、外部監査の結果を外部監査結果通知書(別記第9号様式)により被外部監査対象課のセキュリティ責任者等に通知するものとする。

2 セキュリティ統括責任者は、前条の規定による報告により是正を要する事項が認められた場合は、前項の通知書にその旨を記載し、当該被外部監査対象課のセキュリティ責任者等に対し、是正を求めなければならない。

(是正措置の報告・検証)

第15条 被外部監査対象課のセキュリティ責任者等は、前条第2項の規定による是正を求められた場合は、速やかに、是正の措置を講ずるとともに、その内容を外部監査是正措置報告書(別記第10号様式)によりセキュリティ統括責任者に報告し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による報告を受けたセキュリティ統括責任者は、当該報告の内容を検証した上、その内容が適当であると認めるときは、承認するものとする。

(外部監査の委託に関する措置)

第16条 セキュリティ統括責任者は、外部監査を外部監査人に委託しようとするときは、その契約において、外部監査人が講ずべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。

第4章 雑則

第17条 この要領に定めるもののほか、住基ネットの監査の実施に関し必要な事項は、セキュリティ統括責任者が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 12 月 15 日から施行する。ただし、別表第 1 の 4 の項の改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 22 日から施行し、改正後の熊本県住民基本台帳ネットワークシステムの監査実施要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 24 日から施行し、改正後の熊本県住民基本台帳ネットワークシステムの監査実施要領は、令和元年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

番号	名 称
1	住民基本台帳法
2	住民基本台帳法施行令
3	住民基本台帳法施行規則
4	住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令
5	住民基本台帳事務処理要領
6	電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成 14 年総務省告示第 334 号）
7	住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する指針(平成 27 年 10 月 5 日付け地情機第 1393 号地方公共団体情報システム機構住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長通知)
8	熊本県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報の管理に関する要項
9	熊本県住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報の管理に関する要項第 4 条第 2 項、第 14 条第 1 項第 1 号、第 18 条第 1 号及び第 2 号並びに第 22 条の規定に基づき定める事項
10	熊本県住民基本台帳ネットワークシステム検索サブシステム及び業務端末に係る O/S のアクセス管理について
11	熊本県住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画書
12	熊本県電子情報保全対策大綱
13	その他住民基本台帳ネットワークシステムの開発及び運用に関連する指針、計画書等

(別記第1号様式)

内部運用監査実施計画書

年 月 日

(セキュリティ統括責任者)

様

(内部監査人)

住民基本台帳ネットワークシステムに係る内部運用監査を下記のとおり実施します。

記

監査実施予定期間			
被監査対象課名			
監査チームの構成員	所 属	職 名	氏 名
監 査 の 範 囲			
監 査 項 目			
備 考			

(別記第2号様式)

内部運用監査実施通知書

年 月 日

(セキュリティ責任者)

様

(内部監査人)

住民基本台帳ネットワークシステムに係る内部運用監査を下記のとおり実施しますので、通知します。

記

監査実施日時(期間)			
被監査対象課名			
監査実施場所			
監査チームの構成員	所 属	職 名	氏 名
監 査 の 範 囲			
監 査 項 目			
前回の監査において 改善を求められた事項			
備 考			

内部運用監査実施結果通知書

年 月 日

(セキュリティ責任者)

様

(内部監査人)

住民基本台帳ネットワークシステムに係る内部運用監査を実施しましたので、下記のとおり、その結果を通知します。

なお、是正を要する事項が認められたので、当該事項について速やかに是正の措置を講じるとともに、内部運用監査是正措置報告書により報告してください。

記

監査実施年月日			
被監査対象課名			
内部監査員氏名	所 属	職 名	氏 名
監 査 対 応 者	職 名		氏 名
	職 名		氏 名
	職 名		氏 名
監 査 事 項			
所 見 (是正を要する事項の有無)			

内部運用監査実施結果通知書

年 月 日

(セキュリティ責任者)

様

(内部監査人)

住民基本台帳ネットワークシステムに係る内部運用監査を実施しましたので、下記のとおり、その結果を通知します。

なお、被監査対象課においては、今後とも適正に処理くださるようお願いいたします。

記

監査実施年月日			
被監査対象課名			
内部監査員氏名	所 属	職 名	氏 名
監 査 対 応 者	職 名		氏 名
	職 名		氏 名
	職 名		氏 名
監 査 事 項			
所 見 (是正を要する事項の有無)			

(別記第4号様式)

内部運用監査是正措置報告書

年 月 日

(内部監査人)

様

(セキュリティ責任者)

年 月 日に是正の求めがあった事項について、下記のとおり是正しましたので報告します。

記

被監査対象課名	
是正を要するとされた事項	
是正措置の内容	実施日： -----

(別記第5号様式)

内部運用監査結果報告書

年 月 日

(セキュリティ統括責任者)

様

(内部監査人)

平成 年 月 日から 日に実施した住民基本台帳ネットワークシステムに係る内部運用監査の結果は下記のとおりでしたので、報告します。

記

	被監査対象課名	内部運用監査の結果		是正措置の検証結果			
		是正を要する事項	是正措置報告書の提出の有無	是正措置年月日	検証年月日	是正承認日	備考

(別記第6号様式)

外部監査実施計画書

年 月 日

(セキュリティ統括責任者)

様

(外部監査人)

住民基本台帳ネットワークシステムに係る外部監査を下記のとおり実施します。

記

監査の種類	1 外部運用監査	2 侵入検査	
監査実施予定期間			
被外部監査対象課名			
監 査 員	職	氏名	
監 査 の 範 囲			
監 査 項 目			
監 査 の 方 法			
備 考			

(別記第7号様式)

外部監査実施通知書

年 月 日

(セキュリティ責任者等)

様

(セキュリティ統括責任者)

住民基本台帳ネットワークシステムに係る外部監査を下記のとおり実施しますので、通知します。
記

監査実施予定日時 (期間)			
被外部監査対象課名			
監査実施場所			
外部監査人及び監査員	外部監査人の名称	監査員氏名	立会いを行う県職員の所属、職名及び氏名
監査の範囲			
監査項目			
監査の方法			
備考			

(別記第8号様式)

外部監査結果報告書

年 月 日

(セキュリティ統括責任者)

様

(外部監査人)

平成 年 月 日から 日の間に実施した住民基本台帳ネットワークシステムに係る外部監査の結果は下記のとおりでしたので、報告します。

記

	被外部監査対象課	是正を要する事項	改善の提言	備考

(別記第9号様式)

是正を要する事項がある場合

外部監査結果通知書

年 月 日

(セキュリティ責任者等)

様

(セキュリティ統括責任者)

住民基本台帳ネットワークシステムに係る外部監査を実施しましたので、下記のとおりその結果を通知します。

なお、是正を要する事項が認められたので、当該事項について速やかに是正の措置を講じるとともに、外部監査是正措置報告書により報告してください。

記

監査実施年月日 (期間)			
被外部監査対象課名			
外部監査人名称等	団体名	監査員氏名	
監査対応者	職名		氏名
	職名		氏名
	職名		氏名
監査事項			
所見 (是正を要する事項の有無など)			

(別記第9号様式)

是正を要する事項がない場合

外部監査結果通知書

年 月 日

(セキュリティ責任者等)

様

(セキュリティ統括責任者)

住民基本台帳ネットワークシステムに係る外部監査を実施しましたので、下記のとおりその結果を通知します。

なお、被外部監査対象課においては、今後とも適正に運用くださるようお願いいたします。

記

監査実施年月日 (期間)			
被外部監査対象課名			
外部監査人名称等	団体名	監査員氏名	
監査対応者	職名		氏名
	職名		氏名
	職名		氏名
監査事項			
所見 (是正を要する事項の有無など)			

(別記第10号様式)

外部監査是正措置報告書

年 月 日

(セキュリティ統括責任者)

様

(セキュリティ責任者等)

年 月 日に行われた外部監査の結果、是正を求められた事項について、下記のとおり是正しましたので、報告します。

記

被外部監査対象課	
是正を求められた事項	
是正結果・是正方針等	実施日： -----

別表第2(第5条関係)

所属	検証対象課
総務部人事課	総務部人事課
総務部総務私学局総務厚生課	総務部総務私学局総務厚生課
総務部市町村・税務局市町村課	総務部市町村局・税務市町村課
総務部市町村・税務局消防保安課	総務部市町村・税務局消防保安課
総務部市町村・税務局税務課	総務部市町村・税務局税務課
熊本県自動車税事務所	熊本県自動車税事務所管理課税課
企画振興部地域・文化振興局地域振興課	企画振興部地域・文化振興局地域振興課
健康福祉部健康福祉政策課	健康福祉部健康福祉政策課
福祉総合相談所	児童施設・初動課
	児童支援課
	障がい相談課
健康福祉部健康危機管理課	健康福祉部健康危機管理課
健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課	健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課
健康福祉部長寿社会局社会福祉課	健康福祉部長寿社会局社会福祉課
健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課	健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課
健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課	健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課
健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課
八代児童相談所	八代児童相談所
精神保健福祉センター	精神保健福祉センター
健康福祉部健康局医療政策課	健康福祉部健康局医療政策課
健康福祉部健康局健康づくり推進課	健康福祉部健康局健康づくり推進課
健康福祉部健康局薬務衛生課	健康福祉部健康局薬務衛生課
環境生活部水俣病保健課	環境生活部水俣病保健課
環境生活部水俣病審査課	環境生活部水俣病審査課
環境生活部県民生活局消費生活課	環境生活部県民生活局消費生活課
商工観光労働部商工労働局商工振興金融課	商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
商工観光労働部新産業振興局エネルギー政策課	商工観光労働部新産業振興局エネルギー政策課
商工観光労働部観光経済交流局観光物産課	商工観光労働部観光経済交流局観光物産課
商工観光労働部観光経済交流局国際課	商工観光労働部観光経済交流局国際課
農林水産部生産経営局畜産課	農林水産部生産経営局畜産課
農林水産部森林局森林保全課	農林水産部森林局森林保全課
土木部監理課	土木部監理課
土木部道路都市局都市計画課	土木部道路都市局都市計画課
土木部河川港湾局港湾課	三角港管理事務所
	八代港管理事務所
	水俣港管理事務所
	熊本港管理事務所
土木部建築住宅局建築課	土木部建築住宅局建築課
県央広域 本部	税務部収税第一課
	税務部収税第二課
	税務部課税第一課
	税務部課税第二課
	農林部農地整備課
	土木部用地課
	土木部工務管理課
	益城復興事務所街路用地課
	益城復興事務所区画整理用地課
	宇城地域振興局総務福祉課
宇城地域振興局保健予防課	
宇城地域振興局林務課	
宇城地域振興局維持管理調整課	
宇城地域振興局用地課	
上益城地域振興局福祉課	
上益城地域振興局保健予防課	
上益城地域振興局林務課	
上益城地域振興局維持管理調整課	

県北広域 本部		総務部収税課 総務部課税課 保健福祉環境部福祉課 保健福祉環境部保健予防課 農林水産部農地整備課 農林水産部林務課 土木部維持管理課 土木部用地課
	玉名地域振興局	玉名地域振興局総務福祉課 玉名地域振興局保健予防課 玉名地域振興局林務課 玉名地域振興局維持管理調整課 玉名地域振興局用地課
	鹿本地域振興局	鹿本地域振興局総務福祉課 鹿本地域振興局保健予防課 鹿本地域振興局林務課 鹿本地域振興局維持管理調整課
	阿蘇地域振興局	阿蘇地域振興局総務福祉課 阿蘇地域振興局保健予防課 阿蘇地域振興局林務課 阿蘇地域振興局維持管理調整課 阿蘇地域振興局用地課
県南広域 本部		総務部収税課 総務部課税課 保健福祉環境部福祉課 保健福祉環境部保健予防課 農林水産部農地整備課 農林水産部林務課 土木部用地課 土木部維持管理課
	芦北地域振興局	芦北地域振興局福祉課 芦北地域振興局保健予防課 芦北地域振興局林務課 芦北地域振興局維持管理調整課 芦北地域振興局用地課
	球磨地域振興局	球磨地域振興局総務福祉課 球磨地域振興局保健予防課 球磨地域振興局森林保全課 球磨地域振興局維持管理調整課 球磨地域振興局用地課
天草広域 本部		総務部税務課 保健福祉環境部福祉課 保健福祉環境部保健予防課 農林水産部農地整備 農林水産部林務課 土木部用地課 土木部維持管理課
病院局総務経営課		病院局総務経営課
教育庁教育政策課		教育庁教育政策課
教育庁高校教育課		教育庁高校教育課
選挙管理委員会		選挙管理委員会
監査委員事務局		監査委員事務局
収用委員会		収用委員会
地方公務員災害補償基金熊本県支部		地方公務員災害補償基金熊本県支部

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）抄

（都道府県知事への通知）

第30条の6 市町村長は、住民票の記載、消除又は第7条第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項（同条第7号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項（住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2～3 略

（都道府県の条例による本人確認情報の提供）

第30条の13 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に關し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コード及び個人番号を除く。以下この条において同じ。）を提供するものとする。

2～3 略

（本人確認情報等の利用）

第30条の15 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第9条第1項又は第2項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

- (1) 別表第5に掲げる事務を遂行するとき。
- (2) 条例で定める事務を遂行するとき。
- (3) 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。
- (4) 統計資料の作成を行うとき。

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第2号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番

号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第9条第1項又は第2項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

- (1) 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第6の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
- (2) 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

3~4 略

(住民票コードの利用制限等)

第30条の38 市町村長、都道府県知事又は機構（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

4 都道府県知事は、前2項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第30条の40第1項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(都道府県の審議会の設置)

第30条の40 都道府県に、第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会(以下この条において「都道府県の審議会」という。)を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

別表第5 (第30条の15関係)

- 一 災害対策基本法による同法第86条の15第1項の安否情報の回答に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 一の二 被災者生活再建支援法による同法第3条第1項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 一の三 特定非営利活動促進法による同法第10条第1項の認証、同法第23条第2項の届出又は同法第34条第3項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二 労働金庫法による同法第89条の3第1項の許可又は同法第94条第3項において準用する銀行法第52条の39第1項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三 貸金業法による同法第3条第1項の登録、同条第2項の更新又は同法第8条第1項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 四 恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 四の二 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 四の三 地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 五 消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六 旅券法による同法第3条第1項の発給、同法第9条第1項の渡航先の追加、同法第12条第1項の査証欄の増補又は同法第17条第1項の届出に関する事務であつて

総務省令で定めるもの

- 六の二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第6条第1項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六の三 予防接種法による同法第6条第1項又は第2項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六の四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による同法第19条第1項若しくは第3項、第20条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）若しくは第46条第1項若しくは第2項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第37条第1項若しくは第37条の2第1項の費用の負担又は同法第42条第1項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六の五 難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第5条第1項の特定医療費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第2条第3項の被爆者健康手帳の交付、同法第7条の健康診断、同法第38条の居宅生活支援事業若しくは同法第39条の養護事業の実施又は同法第24条第1項の医療特別手当、同法第25条第1項の特別手当、同法第26条第1項の原子爆弾小頭症手当、同法第27条第1項の健康管理手当、同法第28条第1項の保健手当、同法第31条の介護手当若しくは同法第32条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 七の二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第18条第1項の一般疾病医療費の支給に関する事務のうち、同法第51条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 七の三 雇用対策法による同法第18条の職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 八 職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務（同法第46条第2項の政令で定めるものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 八の二 児童福祉法による同法第6条の4第1項の里親の認定若しくは同条第2項の養育里親の登録、同法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第1項の療育の給付、同法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費、同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第24条の20第1項の障害児入所医療費の支給、同法第33条の6第1項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第56条第1項の負担能力の認定若しくは同条第2項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 八の三 児童福祉法による同法第22条第1項の助産施設における助産又は同法第23条第

- 1項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九 児童扶養手当法による同法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の二 児童手当法による同法第17条第1項の規定により読み替えて適用する同法第8条第1項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の三 母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項若しくは附則第3条第1項若しくは第6条第1項の資金の貸付け、同法第17条第1項、第31条の7第1項若しくは第33条第1項の便宜の供与又は同法第31条（同法第31条の10において準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の四 生活保護法による同法第19条第1項の保護の決定及び実施、同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給、同法第63条の保護に要する費用の返還又は同法第77条第1項、第78条第1項から第3項まで若しくは第78条の2第1項若しくは第2項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の五 災害救助法による同法第2条の救助又は同法第29条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の六 身体障害者福祉法による同法第15条第4項の身体障害者手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九の七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第27条第1項若しくは第2項の診察、同法第29条第1項若しくは第29条の2第1項の入院措置、同法第31条の費用の徴収、同法第38条の4の退院等の請求又は同法第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当若しくは同法第26条の2の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による同法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第6条の自立支援給付の支給又は同法第78条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の三 国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第14条第1項若しくは第3項の支援給付若しくは同法第15条第1項の配偶者支援金の支給、平成19年改正法による平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給又は平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法

による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第14条第1項の支援給付の支給、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第14条第3項の支援給付の支給若しくは平成25年改正法による平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付若しくは平成25年改正法附則第3条第1項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

- 十の四 戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第5条の援護に関する事務のうち、同法第50条第1項の規定又は同法第51条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の五 未帰還者留守家族等援護法による同法第5条第1項の留守家族手当、同法第15条の帰郷旅費、同法第16条第1項の葬祭料、同法第17条第1項の遺骨引取経費又は同法第26条の障害一時金の支給に関する事務のうち、同法第34条の2の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の六 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第3条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第12条の規定又は同法第13条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の七 戦傷病者特別援護法による同法第9条の援護に関する事務のうち、同法第28条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の八 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第3条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第14条の規定又は同法第15条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の九 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第3条第1項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第12条の規定又は同法第13条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十の十 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第3条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第15条の規定又は同法第16条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十一 家畜商法による同法第3条第1項の免許又は同法第5条の登録に関する事務であ

- つて総務省令で定めるもの
- 十二 林業種苗法（昭和45年法律第89号）による同法第10条第1項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十三 森林法による同法第25条の2第1項若しくは第2項の指定、同法第26条の2第1項若しくは第2項の指定の解除、同法第27条第2項（同法第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。）の經由、同法第32条第1項（同法第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。）の經由若しくは意見書の提出又は同法第33条の2第1項の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十四 計量法による同法第40条第2項（同法第42条第3項において準用する場合を含む。）の經由、同法第46条第1項の届出、同条第2項において準用する同法第42条第1項の届出、同法第51条第1項の届出、同条第2項において準用する同法第42条第1項の届出、同法第114条において準用する同法第62条第1項の届出又は同法第168条の8の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十五 大規模小売店舗立地法による同法第5条第1項、第6条第2項、第8条第7項、第9条第4項又は附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十六 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第27条第1項の登録、同法第30条第1項の更新又は同法第31条第1項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十七 火薬類取締法による同法第31条第3項の試験（都道府県知事が行うものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十八 電気工事士法による同法第4条第2項の交付又は同条第7項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十九 電気工業の業務の適正化に関する法律による同法第3条第1項若しくは第3項の登録又は同法第10条第1項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第38条の4第1項の交付又は同条第5項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十一 建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十二 浄化槽法による浄化槽工業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による同法第21条第1項の登録又は同法第25条第1項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十四 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士資格の登

録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

- 二十五 旅行業法第24条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十六 通訳案内士法（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）において準用する場合を含む。）による通訳案内士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十六 構造改革特別区域法による同法第19条の2第8項において準用する通訳案内士法の第18条の登録、同法第23条第1項の届出、同法第24条の再交付又は同法第25条第2項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十六 福島復興再生特別措置法による同法第63条第七項において準用する通訳案内士法の第18条の登録、同法第23条第1項の届出、同法第24条の再交付又は同法第25条第2項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十七 不動産の鑑定評価に関する法律による同法第12条の2、第17条第1項、第18条若しくは第19条第2項の経由、同法第22条第1項若しくは第3項の登録、同法第23条第1項の経由、同法第26条第1項の登録、同条第2項の経由、同法第27条第1項の登録又は同条第3項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十八 公営住宅法による同法第十五条の公営住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十八 住宅地区改良法による同法第29条第1項の改良住宅の管理又は同条第3項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十八 定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による同法第18条第2項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第5条第1項の登録、同条第2項の更新又は同法第52条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十 建築基準法による同法第77条の63第1項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十一 建築士法による同法第4条第2項若しくは第3項の免許、同法第5条第1項若しくは第23条第1項若しくは第3項の登録、同法第5条第2項の交付、同法第5条の2第1項若しくは第2項若しくは第8条の2若しくは第23条の5第1項若しくは第23条の7の届出又は同法第9条第1項第1号の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十一 沖縄振興特別措置法による同法第14条第7項において準用する通訳案内士法の第18条の登録、同法第23条第1項の届出、同法第24条の再交付又は同法第25条第2項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三十二 公害健康被害の補償等に関する法律による同法第3条第1項の補償給付の支給

又は同法第4条第1項若しくは第2項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第9条の2の4第1項若しくは第15条の3の3第1項の認定又は同法第20条の2第1項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十四 福島復興再生特別措置法による同法第49条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第6 (第30条の15関係)

提供を受ける都道府県知事以外 事務

の都道府県の執行機関

一 教育委員会

特別支援学校への就学奨励に関する法律による同法第二条第一項の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二 教育委員会

学校保健安全法による同法第二十四条の医療に要する費用についての援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三 教育委員会

高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第六条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四 都道府県知事以外の執行機関

児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）抄

（本人確認情報を提供する区域内的の市町村の執行機関及び提供に係る事務）

第2条 法第30条の13第1項に規定する条例で定める県の区域内的の市町村の市町村長その他の執行機関(次条及び別表第1において「区域内的の市町村の執行機関」という。)及び同項に規定する条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

（区域内的の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第3条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による知事保存本人確認情報（法第30条の6第3項の規定により知事が保存する本人確認情報(同条第1項に規定する本人確認情報をいう。)であって同条第3項の規定による保存期間が経過していないもの（法第7条第13号に規定する住民票コードを除く。）をいう。第6条において同じ。）のうち法第7条第8号の2に規定する個人番号以外のものの区域内的の市町村の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条及び第6条において同じ。)から電気通信回線を通じて区域内的の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

（県における本人確認情報の利用に係る事務）

第4条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。

（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務）

第5条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行機関」という。)及び同号に規定する条例で定める事務は、別表第3のとおりとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第6条 知事が行う法第30条の15第2項(第2号に係る部分に限る。)の規定による知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

（設置）

第7条 法第30条の40第1項の規定に基づき、熊本県本人確認情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第8条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第9条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第10条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(会長への委任)

第13条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

別表第1(第2条関係)

区域内の市町村の執行機関	事務
1 市町村長	国土調査法(昭和26年法律第180号)による同法第2条第1項第3号の地籍調査に関する事務であって規則で定めるもの

2 市町村長	市町村の条例による公営住宅法(昭和26年法律第193号)第16条第1項に規定する公営住宅の家賃の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
3 市町村長	土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの
4 市町村長	市町村の条例による地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第2項の病院事業における使用料又は手数料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 市町村長	市町村の条例による水道法(昭和32年法律第177号)第14条第1項の料金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
6 市町村長	市町村の条例による下水道法(昭和33年法律第79号)第20条第1項の使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
7 市町村長又は教育委員会	市町村の条例による学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設に進学し、又は在学する者に対する奨学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
8 農業委員会	農地法(昭和27年法律第229号)による同法第32条第1項又は第33条第1項の利用意向調査に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

- 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による同法第50条第6号の2、第7号又は第7号の3に規定する費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 土地改良法(昭和24年法律第195号)による同法第18条第16項(同法第68条第4項又は第84条において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 採石法(昭和25年法律第291号)による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 4 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の児童扶養手当の過誤払が行われた場合における当該過誤払に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)による同法第7条第1項の命令、同法第7条第2項の資料の提出の求め又は同法第29条第1項の報告の徴収、命令、立入検査若しくは質問に関する事務であって規則で定

めるもの

- 6 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による同法第16条に規定する母子福祉資金貸付金、同法第31条の6第6項に規定する父子福祉資金貸付金又は同法第32条第6項に規定する寡婦福祉資金貸付金の貸付けに係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
- 7 砂利採取法(昭和43年法律第74号)による同法第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 8 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)による同法第6条の2の資料の提出の求め、同法第7条第1項の指示、同法第8条第1項の命令、同法第8条の2第1項の命令、同法第12条の2の資料の提出の求め、同法第14条第1項の指示、同法第15条第1項若しくは第2項の命令、同法第15条の2第1項の命令、同法第21条の2の資料の提出の求め、同法第22条第1項の指示、同法第23条第1項の命令、同法第23条の2第1項の命令、同法第34条の2の資料の提出の求め、同法第36条の2の資料の提出の求め、同法第38条第1項から第4項までの指示、同法第39条第1項から第4項までの命令、同法第39条の2第1項から第3項までの命令、同法第43条の2の資料の提出の求め、同法第44条の2の資料の提出の求め、同法第46条第1項の指示、同法第47条第1項の命令、同法第47条の2第1項の命令、同法第52条の2の資料の提出の求め、同法第54条の2の資料の提出の求め、同法第56条第1項若しくは第2項の指示、同法第57条第1項若しくは第2項の命令、同法第57条の2第1項の命令、同法第58条の12第1項の指示、同法第58条の13第1項の命令、同法第58条の13の2第1項の命令、同法第60条第2項の調査又は同法第66条第1項若しくは第2項（同条第5項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の命令、立入検査若しくは質問若しくは同条第3項(同法第5条において準用する場合を含む。)の命令に関する事務であって規則で定めるもの
- 9 介護保険法(平成9年法律第123号)による同法第69条の2第1項の登録又は同法第69条の4の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 10 熊本県職員等恩給条例(大正13年熊本県令第8号)による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 11 熊本県看護師等修学資金貸与条例(昭和37年熊本県条例第33号)による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
- 12 熊本県屋外広告物条例(昭和39年熊本県条例第66号)による同条例第21条第1項若しくは第3項の登録又は同条例第21条の5第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 13 熊本県港湾管理条例(昭和41年熊本県条例第42号)による同条例第6条第1項若しくは第2項の使用料又は同条例第6条の2第1項の占用料若しくは土砂採取料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 14 熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第48号）による同条例第10条第1項の使用料又は手数料の徴収に関する事務であって

規則で定めるもの

- 15 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年熊本県条例第43号）による補償に関する事務であって規則で定めるもの
- 16 熊本県心身障害者扶養共済制度条例(昭和54年熊本県条例第41号)による同条例第19条第1項から第4項までの届出又は同条例第5項の調査に関する事務であって規則で定めるもの
- 17 熊本県流水占用料等徴収条例(平成12年熊本県条例第29号)による同条例第2条第1項の流水占用料、土石採取料、土地占用料又は河川産出物採取料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 18 熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例(平成12年熊本県条例第30号)による同条例第2条第1項の占用料又は土石採取料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 19 土地収用法第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの
- 20 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）第6条第1項の水俣病被害者手帳又は医療手帳（過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者に対して県が交付する医療手帳をいう。）に関する事務であって規則で定めるもの
- 21 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書を交付された者に対し、生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行われる保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 22 療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

知事以外の執行機関	事務
教育委員会	熊本県育英資金貸与基金条例(昭和47年熊本県条例第27号)による育英資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの

選挙管理委員会	<p>1 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による同法第 86 条第 1 項から第 3 項まで、第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項若しくは第 5 項（漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は同条第 6 項若しくは第 8 項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>2 公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）による同令第 81 条（漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 9 条において準用する場合を含む。）の告示に関する事務であって規則で定めるもの</p>
監査委員	<p>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)による同法第 242 条第 1 項の請求に関する事務であって規則で定めるもの</p>
収用委員会	<p>土地収用法による同法第 47 条の 2(同法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。)若しくは第 94 条第 8 項(同法第 124 条第 2 項(同法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。))又は第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。)の裁決又は同法第 118 条第 5 項(同法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。)の協議の確認に関する事務であって規則で定めるもの</p>

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則（平成21年熊本県規則第14号）

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本県住民基本台帳法施行条例(平成14年熊本県条例第44号。以下「条例」という。)第3条及び第6条の規定による本人確認情報の提供の方法並びに条例別表第1から別表第3までの規定による本人確認情報の利用及び提供に係る事務を定めるものとする。

（本人確認情報の提供方法）

第2条 条例第3条及び第6条の規定による本人確認情報の提供は、電子計算機(入出力装置を含む。)の操作によるものとし、その送信の方法については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号)によるものとする。

（条例別表第1の規則で定める事務）

第3条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、国土調査法(昭和26年法律第180号)による同法第2条第1項第3号の地籍調査を実施する市町村が地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)第20条に規定する現地調査を実施する地域内の土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、市町村の条例による公営住宅法(昭和26年法律第193号)第16条第1項に規定する公営住宅の家賃を納めなければならない者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地(当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底。次条第19項において同じ。)若しくは当該土地にある物件に関して権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、市町村の条例による地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第2項の病院事業における使用料又は手数料を納めなければならない者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、市町村の条例による水道法(昭和32年法律第177号)第14条第1項の料金を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

- 6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、市町村の条例による下水道法（昭和33年法律第79号）第20条第1項の使用料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、市町村の条例による学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設に進学し、又は在学する者に対する奨学資金の貸与を受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 8 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項又は第33条第1項の利用意向調査の対象となる農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（これらの者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

（条例別表第2の規則で定める事務）

- 第4条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第50条第6号の2、第7号又は第7号の3に規定する費用を支弁された者若しくはその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。第17項第3号ウ及び第6号において同じ。）又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所（当該相続人にあっては、氏名又は住所）の確認とする。
- 2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項（同法第68条第4項及び第84条において準用する場合も含む。）による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
 - 3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 採石法（昭和25年法律第291号）第32条に規定する登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 採石法第32条の7第1項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
 - 4 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の児童扶養手当の過誤払を受けた者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実（当該相続人にあっては、氏名又は住所）の確認とする。
 - 5 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次に掲げる者（その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
 - (1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第7条第1項の命

令を受けるべき者

- (2) 不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (3) 不当景品類及び不当表示防止法第29条第1項の報告の徴収、命令、立入検査又は質問を受けるべき者
- 6 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第8条第4項、第9条第1項（同令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）、第31条の6第4項若しくは第37条第4項の保証人若しくは同令第9条第3項（同令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）に規定する連帯債務を負担する借主又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実（当該相続人にあつては、氏名又は住所）の確認とする。
- 7 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条に規定する登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 砂利採取法第9条第1項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 8 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は、次に掲げる者（その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。
- (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第6条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (2) 特定商取引に関する法律第7条第1項の指示を受けるべき者
 - (3) 特定商取引に関する法律第8条第1項の命令を受けるべき者
 - (4) 特定商取引に関する法律第8条の2第1項の命令を受けるべき者
 - (5) 特定商取引に関する法律第12条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (6) 特定商取引に関する法律第14条第1項の指示を受けるべき者
 - (7) 特定商取引に関する法律第15条第1項又は第2項の命令を受けるべき者
 - (8) 特定商取引に関する法律第15条の2第1項の命令を受けるべき者
 - (9) 特定商取引に関する法律第21条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (10) 特定商取引に関する法律第22条第1項の指示を受けるべき者
 - (11) 特定商取引に関する法律第23条第1項の命令を受けるべき者
 - (12) 特定商取引に関する法律第23条の2第1項の命令を受けるべき者
 - (13) 特定商取引に関する法律第34条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (14) 特定商取引に関する法律第36条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (15) 特定商取引に関する法律第38条第1項から第4項までの指示を受けるべき者
 - (16) 特定商取引に関する法律第39条第1項から第4項までの命令を受けるべき者

- (17) 特定商取引に関する法律第39条の2第1項から第3項までの命令を受け
るべき者
 - (18) 特定商取引に関する法律第43条の2の資料の提出の求めを受けるべき
者
 - (19) 特定商取引に関する法律第44条の2の資料の提出の求めを受けるべき
者
 - (20) 特定商取引に関する法律第46条第1項の指示を受けるべき者
 - (21) 特定商取引に関する法律第47条第1項の命令を受けるべき者
 - (22) 特定商取引に関する法律第47条の2第1項の命令を受けるべき者
 - (23) 特定商取引に関する法律第52条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (24) 特定商取引に関する法律第54条の2の資料の提出の求めを受けるべき者
 - (25) 特定商取引に関する法律第56条第1項又は第2項の指示を受けるべき者
 - (26) 特定商取引に関する法律第57条第1項又は第2項の命令を受けるべき者
 - (27) 特定商取引に関する法律第57条の2第1項の命令を受けるべき者
 - (28) 特定商取引に関する法律第58条の12第1項の指示を受けるべき者
 - (29) 特定商取引に関する法律第58条の13第1項の命令を受けるべき者
 - (30) 特定商取引に関する法律第58条の13の2第1項の命令を受けるべき者
 - (31) 特定商取引に関する法律第60条第2項の調査を受けるべき者
 - (32) 特定商取引に関する法律第66条第1項若しくは第2項(同条第5項におい
てこれらの規定を準用する場合を含む。)の命令、立入検査若しくは質問
又は同条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の命令を受け
るべき者
- 9 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項に規定する登録の
申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する
応答
 - (2) 介護保険法第69条の4に規定する届出の受理又はその届出に係る事実
についての審査
- 10 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 熊本県職員等恩給条例施行規則(昭和28年熊本県規則第49号。以下この
項において「県規則」という。)第2条において準用する恩給給与規則(大
正12年勅令第369号。以下この項において「恩給規則」という。)第1条若
しくは県規則第5条に規定する請求の受理又はその請求に係る事実につ
いての審査
 - (2) 熊本県職員等恩給条例(大正13年熊本県令第8号)第10条の3若しくは県
規則第2条において準用する恩給規則第34条に規定する届出の受理又は
その届出に係る事実についての審査
 - (3) 県規則第2条において準用する恩給規則第34条の2に規定する調査
- 11 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、熊本県看護師等修学資金貸与

条例(昭和37年熊本県条例第33号)第1条に規定する修学資金の貸与を受けた者若しくは同条例第5条第1項の保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実(当該相続人にあつては、氏名又は住所)の確認とする。

- 12 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 熊本県屋外広告物条例(昭和39年熊本県条例第66号)第21条第1項に規定する登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 熊本県屋外広告物条例第21条第3項に規定する更新の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (3) 熊本県屋外広告物条例第21条の5第1項に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 13 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 熊本県港湾管理条例(昭和41年熊本県条例第42号)第6条第1項若しくは第2項に規定する使用料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
 - (2) 熊本県港湾管理条例第6条の2第1項に規定する占用料若しくは土砂採取料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- 14 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第48号)第10条第1項に規定する使用料又は手数料を納めなければならない者若しくはその連帯保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 15 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年熊本県条例第43号)第10条に規定する遺族補償年金又は遺族補償一時金の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
 - (2) 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年熊本県規則第56号。以下この項において「県規則」という。)第14条に規定する遺族の現状報告書の受理又はその報告書に係る事実についての審査
 - (3) 県規則第15条第1項の規定による届出(同項第2号又は第3号に該当する場合に係るものを除く。)の受理又はその届出に係る事実についての審査
 - (4) 県規則第15条第2項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 16 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は、熊本県心身障害者扶養共済制度条例(昭和54年熊本県条例第41号)第19条第1項から第4項までに規定する届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第5項に規

定する知事の行う調査の対象となる加入者、当該加入者の扶養する心身障害者、年金受給権者若しくは年金管理者の生存の事実若しくは氏名若しくは住所の確認とする。

- 17 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は、熊本県流水占用料等徴収jo 条例（平成12年熊本県条例第29条）第2条第1項に規定する流水占用料、土石採取料、土地占用料若しくは河川産出物採取料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 18 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は、熊本県海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料等徴収条例（平成12年熊本県条例第30号）第2条第1項に規定する占用料若しくは土石採取料を納めなければならない者又はこの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 19 条例別表第2の19の項の規則で定める事務は、土地収用法第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地若しくは当該土地にある物件に関して権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 20 条例別表第2の20の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成21年法律第81号)第6条第1項の水俣病被害者手帳(次号において「水俣病被害者手帳」という。)又は医療手帳(過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者に対して県が交付する医療手帳をいう。)の記載事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
 - (2) 水俣病被害者手帳を交付された者であって離島に居住するものの生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 21 条例別表第2の21の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 現に生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の規定に準じて、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書を交付された者(以下「外国人」という。)に対し行われる保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある外国人(第3号において「要保護外国人」という。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
 - (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行われる前号の保護の開始の申請若しくは同条第9項において準用する同条第1項の規定に準じて行われる同号の保護の変更の申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査又はこれらの申請に対する応答
 - (3) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行われる第1号の保護の決定若

しくは実施又は第6号から第9号までの徴収のために必要な書類の閲覧、資料の提供又は報告の求めの対象となる次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

ア 要保護外国人

イ 現に第1号の保護を受けている外国人(以下「被保護外国人」という。)であった外国人

ウ ア又はイに掲げる者の扶養義務者

(4) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて、被保護外国人に対し行われる就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(5) 生活保護法第63条の規定に準じて行われる第1号の保護に要する費用の返還の対象となる被保護外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(6) 生活保護法第77条第1項の規定に準じて行われる第1号の保護の実施に要する費用の徴収の対象となる扶養義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(7) 生活保護法第78条第1項の規定に準じて行われる第1号の保護の実施に要する費用等の徴収の対象となる不実の申請その他不正な手段により同号の保護を受け、又は他人をして受けさせた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(8) 生活保護法第78条第2項の規定に準じて行われる被保護外国人に対する医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用に係る支弁した額等の徴収の対象となる偽りその他不正の行為によって医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関(同法第49条の規定による指定を受けた医療機関をいう。)若しくは指定介護機関(同法第54条の2第1項の規定による指定を受けた介護機関をいう。)の開設者(その者が法人である場合にあっては、その役員又は精算人)又は指定助産機関若しくは指定施術機関(同法第55条第1項の規定による指定を受けた助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師をいう。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(9) 生活保護法第78条第3項の規定に準じて行われる第4号の就労自立給付金の支給に要する費用等の徴収の対象となる偽りその他不正な手段により同号の就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

(10) 生活保護法第78条の2第1項の規定に準じて行われる第1号の保護として給与される金銭の交付の際の第7号の徴収に係る徴収金の徴収の対象となる不実の申請その他不正な手段により第1号の保護を受けた被保護外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

- (11) 生活保護法第78条の2第2項の規定に準じて行われる第4号の就労自立給付金の支給の際の第7号の徴収に係る徴収金の徴収の対象となる不実の申請その他不正な手段により第1号の保護を受けた被保護外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

22 条例別表第2の22の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。)の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (2) 療育手帳の交付を受けた者に係る障害の程度の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (3) 療育手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- (4) 療育手帳の交付を受けた者の氏名若しくは住所又はその保護者(親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に監護する者をいう。以下この号において同じ。)若しくはその保護者の氏名若しくは住所に変更を生じたときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
- (5) 療育手帳を亡失したとき、破損したとき若しくは汚損したとき又は療育手帳の記載欄に余白がなくなったときの療育手帳の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (6) 療育手帳の交付を受けた者が療育手帳の交付の対象者に該当しなくなったとき、死亡したときその他療育手帳を必要としなくなったときの療育手帳の返還の届出の受理又はその返還に係る事実についての審査

(条例別表第3の規則で定める事務)

第5条 条例別表第3教育委員会の項の規則で定める事務は、熊本県育英資金貸与基金条例(昭和47年熊本県条例第27号)第9条第2項の育英奨学生若しくは熊本県育英資金貸与規則(昭和47年熊本県教育委員会規則第7号)第7条の連帯保証人(熊本県育英資金貸与規則の一部を改正する規則(平成21年熊本県教育委員会規則第13号)附則第2項に規定する者の場合にあつては、同規則による改正前の熊本県育英資金貸与規則第6条第1項の連帯保証人及び同条第2項の保証人)又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実(当該相続人にあつては、氏名又は住所)の確認とする。

2 条例別表第3選挙管理委員会の項事務の欄第1号の規則で定める事務は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条第1項から第3項まで、第86条の4第1項、

第2項若しくは第5項(漁業法(昭和24年法律第267号)第94条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は同条第6項若しくは第8項の規定による届出に係る次に掲げる者の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。

- (1) 衆議院(小選挙区選出)議員の候補者
- (2) 参議院(選挙区選出)議員の候補者
- (3) 地方公共団体の議会の議員の候補者
- (4) 地方公共団体の長の候補者
- (5) 海区漁業調整委員会の委員の候補者

3 条例別表第3選挙管理委員会の項事務の欄第2号の規則で定める事務は、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)による同令第81条(漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条において準用する場合を含む。)の告示に係る次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

- (1) 選挙長
- (2) 選挙分会長
- (3) 前2号に掲げる者の職務を代理すべき者

4 条例別表第3監査委員の項の規則で定める事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項に規定する監査の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

5 条例別表第3収用委員会の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 土地収用法第47条の2(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)若しくは第94条第8項(同法第124条第2項(同法138条第1項において準用する場合を含む。)又は第138条第1項において準用する場合を含む。)の裁決の申請若しくは申立ての受理、その申請若しくは申立てに係る事実についての審査又はその申請若しくは申立てに対する応答
- (2) 土地収用法第118条第5項(同法第138条第1項において準用する場合を含む。)の協議の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日規則第17号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第24号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第12号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第21号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日規則第36号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月7日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条第4項の改正規定(同項を同条第5項とする部分を除く。)及び同条第7項の改正規定(同項を同条第8項とする部分を除く。)は、公布の日から施行する。

熊本県本人確認情報保護審議会運営要領

平成 14 年 10 月 25 日
熊本県本人確認情報保護審議会

(趣旨)

第 1 条 この要領は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 30 条の 4 第 3 項及び熊本県住民基本台帳法施行条例（平成 14 年熊本県条例第 44 号。以下「条例」という。）第 13 条の規定に基づき、熊本県本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の開催)

第 2 条 審議会は、法の規定に基づき調査審議するとき、知事から諮問があったとき、その他会長が必要と認めるときに開催する。

2 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとする場合は、会議の日時、場所及び議題について、あらかじめ文書をもって通知するものとする。ただし、急を要するときは、この限りでない。

(審議過程の透明性の確保)

第 3 条 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、会議の目的が達成できないと認めるときは、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

3 会議の資料等の公表に当たっては、個人に係る情報、本人確認情報の保護措置に関する情報等の取扱いに十分配慮し、本人確認情報の保護に支障が生じないようにするものとする。

(議事録の作成)

第 4 条 審議会の事務局（以下「事務局」という。）は、会議が終了した後、速やかに会議の議事録（以下「議事録」という。）を作成するものとする。

2 議事録は、議事の概要を記載した要点記録とする。

3 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定するものとする。

4 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員及び事務局の職員の氏名

(3) 議題名

(4) 議事の経過

(5) その他必要と認める事項

5 議事録は、確定した後、速やかに情報プラザにおいて公表するものとする。

(要領の改正)

第 5 条 この要領を改正しようとするときは、会長は、必要に応じ審議会に諮るものとする。

附 則

この要領は、平成 14 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 12 月 4 日から施行する。

熊本県本人確認情報保護審議会の傍聴に当たっての留意事項

平成14年10月25日決定
熊本県本人確認情報保護審議会

1 傍聴の手続

- (1) 審議会の会議の傍聴を希望する方は、開催予定時間までに、傍聴希望者名簿に、氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、原則として先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴に当たって守っていただく事項

傍聴される方は、傍聴に当たって、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛成又は反対の意思等を表明することはできません。
- (2) 会場内では、飲食、喫煙はできません。
- (3) 会場内では、写真撮影、録画、録音等できません(ただし、会長が特に認めた場合は、この限りではありません。)
- (4) その他会議開催中の秩序を乱し、又は議事を妨げるような行為をすることはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴される方は、事務局係員の指示に従ってください。なお、ご不明な点がございましたら、係員にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方が、傍聴に当たって守っていただく事項又は係員の指示に従わない場合は、会長が退場を命じることがあります。
- (3) 会議の開催中に、会場の秩序が維持できなくなった場合又は緊急に公開になじまない事項を議題とする必要が生じた場合は、会議を途中で非公開にすることがあります。